

第4章 総合食料局

第1節 食料の安定供給の確保

1 総 説

総合食料局は、食料・農業・農村基本法において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、食料政策の企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局である。

平成15年7月1日の組織改編に伴い旧食糧庁組織が担っていた主要食糧事務を、総合食料局内に食糧部を新設し移管したことから、従来から行っている食料政策の企画・立案、食品産業の健全な発展等に加え、主要食糧等の総合的な企画立案、米穀の需給調整、農産物検査等を担う部局となった。

2 食料政策の総合的企画

(1) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会 ア 総合食料分科会

総合食料分科会の所掌事務は、①食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項のうち、食料の安定供給の確保に関する施策に係るものの調査審議、②卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)及び食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理となっている。

なお、平成15年7月15日に開催された、総合食料分科会において食糧部会の設置が決められた。

総合食料分科会の委員等は以下のとおりである。

(委員)

◎上原 征彦	明治学院大学経済学部教授
大木 美智子	消費科学連合会会長
しょうげんじ 生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

はせがわ ともえ
長谷川 朝 恵
やぎ ひろのり
八 木 宏 典

(臨時委員)

あきたに じょうけい
秋 谷 淨 恵

あべ しゅうじ
阿 部 修 仁

いけだ しょうこ
池 田 章 子

おおさわ しんいち
大 澤 信 一

かくらい ひろし
加倉井 弘
しながわ ひさし
品 川 尚 志

しまぬき ふみよし
島 貫 文 好

はたえ けいこ
畑 江 敬 子

ひぐち としお
樋口 紀 夫
ひだ えりこ
飛 田 恵 理 子

みやした ひろし
宮 下 弘

むらかみ のりゆき
村 上 教 行

究科教授

主婦、消費生活アドバイザー
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

日清オイリオグループ(株)取締役社長

(株)吉野家ディー・アンド・シー代表取締役社長

ブルドックソース(株)代表取締役社長

(株)日本総合研究所研究事業本部スマートライフクラスタークラスター長

経済評論家
日本生活協同組合連合会専務理事

(株)全国中央市場水産卸協会副会長

お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授

全国青果物商業組合連合会理事
東京都地域婦人団体連盟専門委員

全国農業協同組合連合会常務理事

イオン(株)取締役 SSM 商品本部長

◎総合食料分科会会長
(平成16年3月31日現在)

イ 食料需給予測部会

食料の安定供給の確保に関する施策としての食料需給見通しに関するものの調査審議を行うため、総合食料分科会の下に食料需給予測部会が設置されている。

第8回食料需給予測部会は、平成15年6月25日に開催され、同部会に先立ち順次開催された各小委員会における議論の概要と、それらを踏まえ作成され

た平成15年度食料需給見通し、「平成15年度における食料需給見通し」の見直しについて審議された。

なお、各小委員会については、第3回食料需給予測部会（平成15年2月19日開催）で了承された食料需給見通しの作成の基本的考え方等に基づき各品目毎に需給見通しの議論を行うため、花き小委員会（3月11日）、野菜小委員会（3月19日）に続き、畜産第2小委員会（4月10日）、畜産第1小委員会（4月18日）、穀物及び特産物小委員会（5月27日）、海外農産物小委員会（6月11日）、果実小委員会（6月10日）が順次開催された。

食料需給予測部会及び各小委員会の委員等は次のとおりである。

（食料需給予測部会）

（委員）

○坂本 元子
◎生源寺 眞一

和洋女子大学家政学部部長
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

（臨時委員）

浅野 九郎治
安藤 敏夫
石川 郁子

(社)家畜改良事業団理事長
千葉大学園芸学部教授
サンケイリビング新聞リビング生活研究所主任研究員
(社)大日本農会事務局長
伊藤忠商事(株)食料カンパニー食料経営企画部アナリスト

小栗 克之
茅野 甚治郎
服部 信司
藤島 廣二

岐阜大学地域科学部教授
宇都宮大学農学部教授
東洋大学経済学部教授
東京農業大学国際食料情報学部教授

三浦 洋子
三沢 ひろこ
森元 光保
吉田 俊幸

千葉経済大学経済学部助教授
マーケットアナリスト
(財)日本穀物検定協会理事長
高崎経済大学地域政策学部教授

◎食料需給予測部会長、○同会長代理
（平成16年3月1日現在）

（穀物及び特産物小委員会）

（臨時委員）

◎森元 光保
吉田 俊幸

(財)日本穀物検定協会理事長
高崎経済大学地域政策学部教授

（専門委員）

蝦名 信昭

ホクレン農業協同組合連合会東京事務所長

木嶋 弘倫
佐々木 明久

日本豆腐協会専務理事
日清製粉株式会社取締役製粉業務部長

高野 実
平野 愼

(社)日本茶業中央会専務理事
(財)自主流通米価格形成センター専務理事

古橋 政弘
米本 博一

全糧連協同組合常務理事
全国農業協同組合連合会米穀総合対策部長

◎小委員長

（平成16年3月1日現在）

（野菜小委員会）

（臨時委員）

◎藤島 廣二

東京農業大学国際食料情報学部教授

三浦 洋子

千葉経済大学経済学部助教授

（専門委員）

阿比留 みどり

(株)ヒューマンコミュニケーションズ代表取締役

上田 宗勝

東京青果(株)常務取締役野菜事業本部長

太田 孝文
齋藤 眞澄

愛知県経済連園芸部長

佐渡 純一

(株)モスフードサービス取締役商品本部長

戸井 和久

キューピー(株)原料部農産第一課長

東 貫士

(株)イトーヨーカ堂食品事業部青果部シニアマーチャンダイザー

引地 佐登美

全国農業協同組合連合会園芸販売部次長

矢井 昭日人

全国農業協同組合連合会千葉県本部園芸部長

(株)ローヤル野菜部長

◎小委員長

（平成16年3月1日現在）

（果実小委員会）

（臨時委員）

石川 郁子

サンケイリビング新聞リビング生活研究所主任研究員

◎市之宮 和彦

(社)大日本農会事務局長

（専門委員）

浅沼 和博

日本園芸農業協同組合連合会参事

細川 延英

(社)日本青果物輸入安全推進協会

たしろ よしみ
田代佳巳みはら しげよし
三原成彬まるやま りょう
丸山了やまだ やすゆき
山田泰行

常務理事

(株)マルエツ商品本部青果部コン
トローラー東京青果(株)常務取締役果実事業
本部長全国農業協同組合連合会園芸販
売部次長和歌山県農業協同組合連合会代
表理事専務

◎小委員長

(平成16年3月1日現在)

(花き小委員会)

(臨時委員)

あんどう としお
安藤敏夫
◎市之宮 かずひこ
和彦

千葉大学園芸学部教授

(社)大日本農会事務局長

(専門委員)

おおた たかふみ
太田孝文
こたけ ひさこ
小竹寿子
すぎやま すずむ
杉山菅
たからだ ゆきえ
宝田幸枝

愛知県経済連園芸部長

長生農業改良普及センター次長

日本切花輸入協会理事

宝田幸枝フラワーデザイナーズ

クール主宰

たじま てつや
田島鉄弥
たんわ たかし
淡輪俊

(社)日本花き生産協会副会長

(社)日本生花通信配達協会常務理
事たにぐち いさむ
谷口勇
ひぐち としかず
樋口利一

(社)日本花き卸売市場協会理事

(社)日本花き卸売市場協会理事

◎小委員長

(平成16年3月1日現在)

(畜産物第1小委員会)

(臨時委員)

あさの くろうじ
◎浅野九郎治
ちの じんじろう
茅野甚治郎

(社)家畜改良事業団理事長

宇都宮大学農学部教授

(専門委員)

あかつか たもつ
赤塚保
い だ みつゆき
井田光之

(株)柿安本店代表取締役社長

農畜産振興事業団食肉生産流通
部審査役いわくら しょうのすけ
岩倉捷之介酪農乳業情報センター事業推進
委員会委員長かりや てつお
狩谷哲夫全国農業協同組合連合会畜産販
売部長かわぐち しょうへい
川口昭平
せがわ しょうじ
瀬川正治

(社)全国養豚協会業務部長

日本ハム・ソーセージ工業協同
組合理事はやかわ ひさかず
早川久一

スターゼン株式会社代表取締役

専務

全国農業協同組合連合会酪農部
長

◎小委員長

(平成16年3月1日現在)

(畜産物第2小委員会)

(臨時委員)

あさの くろうじ
◎浅野九郎治
おぐり かつゆき
小栗克之

(社)家畜改良事業団理事長

岐阜大学地域科学部教授

(専門委員)

いのうえ ひとし
井上武
きし ひでのり
岸英法

(社)日本卵業協会専務理事

全国農業協同組合連合会畜産販
売部次長はやし しょうじ
林正司
みひら たい
三平泰司
むろや みつひこ
室谷光彦
もとす りんぞう
本巣林造

(社)日本食鳥協会専務理事

(株)不二家調達部原料担当課長

(協)日本飼料工業会業務部長

◎小委員長

(平成16年3月1日現在)

(海外農産物小委員会)

(臨時委員)

いわさき まさのり
岩崎正典伊藤忠商事(株)食料カンパニー食
料経営企画部アナリストはっとり しんじ
◎服部信司

東洋大学経済学部教授

(専門委員)

いけがみ あきひで
池上彰英明治大学農学部農業経済学科助
教授いちかわ ひろし
市川浩
おおごめ かずお
大込一男
かわしま ひろゆき
川島博之

三井物産(株)検査役

日清オイリオグループ(株)

東京大学大学院農学生命科学研
究科助教授きのした なみお
木下南海男
こやま おさむ
小山修

(株)組合貿易取締役穀物部長

国際農林水産業研究センター国
際情報部長しげた つとむ
重田勉
しばた あきお
柴田明夫
ももき たけし
百崎毅

製粉協会専務理事

丸紅経済研究所主任研究員

三菱商事(株)食料本部付穀物プロ
ジェクトマネージャー

◎小委員長

(平成16年3月1日現在)

3 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率(カロリーベース)は、昭和40

年度の73%から長期的には低下傾向で推移し、平成10年度には40%となった。

このような中で、平成15年度の我が国の食料自給率は40%と6年連続して横ばいとなった。

なお、平成15年度の品目別自給率についてみると、前年度と比べ、小麦、魚介類等は向上したが、大豆、海藻類等は低下した。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、3年後に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年では減少傾向にある。このような中、平成15年度は、2,588kcal(対前年度0.4%減)となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合(PFC供給熱量比率)は、昭和35年度にはP:12.2%、F:11.4%、C:76.4%であったが、その後、急速に脂質の割合が増加し、近年においてもその傾向は継続している。このような中、平成15年度は、P:13.1%(対前年度0.1ポイント減)、F:29.0%(同0.1ポイント減)、C:57.9%(同増減なし)となった。

なお、平成15年度の品目別の消費量(国民1人・1年当たり供給純食料)についてみると、前年度と比べ、小麦、豚肉等が増加し、米、果実、海藻類等が減少した。

(3) 食料自給率に関する情報提供等

食料自給率は、国内生産だけでなく、国民の食料消費のあり方によって左右されるものであるため、「食料・農業・農村基本計画」(平成12年3月閣議決定)において設定されている食料自給率目標(平成22年度においてカロリーベースで45%等)を達成するためには、消費・生産両面にわたる国民参加型の取組が不可欠である。

このような取組を促進するため、平成15年度においても引き続き、「我が国の食料自給率(食料自給率レポート)」を作成し、消費者、生産者、食品産業等の関係者に対し、食料自給率や消費・生産等の動向に関する分かりやすい情報提供を行った。

また、食料自給率と食生活の関係の理解を深めていただくための、食事の献立等からカロリーベースの食料自給率、摂取熱量、栄養バランス(PFC供給熱量比

率)を知ることができる「食料自給率早見ソフト」及び、食料自給率を市町村や郡単位などの地域レベルでより一層身近なものとして捉えてもらうため、地域の食料自給率を簡単に試算できる「地域食料自給率試算ソフト」を作成し、ホームページに掲載している。

表1 食料自給率等

(平成15年度。()内は平成14年度)

供給熱量総合食料自給率(%)	40(40)
総供給熱量(kcal)	2,588(2,600)
PFC供給熱量比率(%)	
P(たんぱく質)	13.1(13.2)
F(脂質)	29.0(28.9)
C(糖質)	57.9(57.9)

	品目別自給率(%)	国民1人・1年当たり供給純食料(kg)
米	95(96)	61.9(62.7)
小麦	14(13)	32.6(31.9)
大豆	4(5)	6.7(6.7)
野菜	82(83)	95.0(96.7)
果実	44(44)	39.8(42.0)
肉類	54(53)	28.2(28.4)
鶏卵	96(96)	16.7(16.8)
牛乳・乳製品	69(69)	93.1(92.9)
魚介類	50(47)	36.2(37.6)

注：平成15度は概算値。平成14年度は確定値。

4 不測時の食料安全保障

平成14年3月に策定した「不測時の食料安全保障マニュアル」に基づき、不測時の食料確保対策が円滑に図られるよう、対策の詳細な実施手順等について検討を進めた。

また、米国等によるイラク攻撃に際して、平成15年3月に設置した農林水産省イラク問題対策本部において、農林水産物及び農業生産資材等の物流、価格動向等に関する情報の収集・提供等を行った。

5 食料需給等の動向

「食料需給見通し」は、国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、従来の「農業観測」の果たしてきた役割を踏まえつつ、消費

者や食品産業等の実需者側の情報の収集・分析等需要動向の分析の拡充・強化等を図り、平成13年度から作成・公表している。

平成15年度食料需給見通しは、平成15年2月19日に開催された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会の第3回食料需給予測部会において了承された作成の基本的考え方等に基づき、国内主要農産物（穀物、特産物、野菜、果実、畜産物及び花き）及び海外農産物の見通しについて、各小委員会及び部会での審議を経て作成し、随時公表した。

第2節 食品流通対策

1 概 要

卸売市場法では、農林水産大臣は、概ね5年ごとに、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画を策定・公表し、これに基づき中央卸売市場等の整備を推進することとされており、平成13年3月に、13年度を初年度とし22年度を目標年度とする第7次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画が策定・公表された。

また、「食品流通の効率化に関する研究会」の最終報告等を踏まえ、第159回国会に以下を内容とする「卸売市場法の一部を改正する法律案」を提出した。

① 卸売市場に現物を搬入して取引をしなければならないとする商物一致規制の緩和

② 品質管理の徹底等、食の安全・安心の確保

③ 卸売市場の再編等を通じた市場機能の強化

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)に基づき、平成14年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針(第3次)に即して、各種の構造改善対策を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概 況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画(第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：

13～22年度)に基づいて整備統合が進められており、15年度末には56都市86市場(青果・水産市場32市場、青果・水産・花き市場16市場、青果・花き市場9市場、青果市場14市場、水産市場5市場、食肉市場10市場)となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、15年3月末で青果部102、水産物部92、食肉部10、花き部31、その他10で計243(兼業を含む。)である。

また、卸売業者の14年度の取扱金額は青果2兆2,654億円(前年比105%)、水産物2兆5,206億円(同97%)、食肉2,164億円(同118%)、花き1,555億円(同100%)、その他324億円(同97%)となっている。

(2) 第7次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア 第7次卸売市場整備基本方針

卸売市場については、全国的な配置の進展を踏まえて、今後は、中核的な中央卸売市場の再整備、機能の拡充等を基本とし、我が国の食文化、生活文化を支える基幹的流通機構という役割を果たし、生鮮食料品等の安定供給に貢献し得るよう、情報化の推進等を図りつつ計画的に施設整備を進める。

イ 第7次中央卸売市場整備計画

新潟市及び名古屋市(南部)で移転新設を行うほか、札幌市、東京都(食肉)、東京都(世田谷)、名古屋市(本場)、大阪市(本場)、大阪市(東部)、神戸市(本場)、高知市、福岡市(鮮魚)、佐世保市(干尽)等において、増改築事業を行う。また、取扱品目について、福島市、千葉市、東京都(世田谷)においては花きを、新潟市においては水産物と花きを追加する。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備は、物価対策のみならず、広く都市政策の観点からも強く要請されている。

このため、国は、中央卸売市場整備計画に即して行われる中央卸売市場の施設整備に対し助成を行った。

ア 補助率

新 設(大規模増改築含む)	4/10	1/3
既 設市場	1/3	1/4

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、

総合食品センター機能付加施設、附帯施設

15年度における補助対象市場は、18都市22市場であり、補助金額36億1千万円である。

3 地方卸売市場

(1) 概 況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあつては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であつて、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模(青果市場330㎡、水産市場200㎡(産地市場は330㎡)、食肉市場150㎡、花き市場200㎡)以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、14年4月1日現在で、総合市場169、青果市場509、水産市場512(うち産地市場337)、食肉市場24、花き市場137の計1,351市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設(第3セクターを含む)市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補助事業を行っている。

ア 補助率

公設 統合型市場 1/3 1/5

その他市場 1/5

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

15年度における補助対象市場は3市場であり、補助金額は6億円である。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。15年度には15億円が貸し付けられた。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

15年度における構造改善計画の認定(変更認定除く)

は、食品生産製造提携事業4件、食品生産販売提携事業58件、卸売市場機能高度化事業5件、食品販売業近代化事業3件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

15年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産製造提携事業14億8千万円、食品生産販売提携事業143億4千万円、卸売市場機能高度化事業1億8千万円の融資を行うとともに、(財)食品流通構造改善促進機構等が行う食品流通構造改善緊急対策事業等の支援措置として食品販売業近代化事業について、機器等の導入資金助成額1億6千万円の支援を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品販売業等連携活性化実践事業費

食品販売業は、産地の大型化、量販店の進出等により、地方の卸売市場の集荷力低下、食品専門小売店の減少等厳しい経営を余儀なくされている。

このため、地域の実情に応じた食品販売業等活性化計画の策定及び生産者・卸・仲卸・食品専門小売店が連携し行う、共同配送、商品開発、消費拡大等の共同の取組に対する支援を行った。

(予算額 2,200万円)

(2) 食品専門小売等構造改善推進事業費

食品流通を取り巻く諸情勢の変化に対応していくために、必要な知識・技術等の教育・普及等を実施するとともに、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業を推進した。

(予算額 8,200万円)

(3) 食料品小売業モニター店設置事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国主要8都市において食料品小売店をモニター店に委嘱し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、15年度においても引き続き実施した。

(4) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫等による長期低利の融資を行った。

(5) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており、15年度においても前年度に引き続き低利融資を行った。

6 食品流通の効率化

(1) IT フードチェーン確立推進事業

ITを活用した食品流通の効率化方策について、EDIや食品流通高度化プロジェクト事業で開発された優れたビジネスモデルを普及するためのセミナーの開催や、これらの先進的なシステムを実践的に利用するためのIT人材育成を行った。

(予算額 5,000万円)

(2) 環境低減食品物流開発事業

食品物流の効率化と環境負荷の低減に資するエネルギーロスが最小となる低温流通システムを確立するための企画調査や技術開発に対する支援を行った。

(予算額 3,337万円)

7 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成15年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、畜産物、砂糖、繭糸、水産物及び農産物・飼料指数）の出来高は表2のとおり3,578万枚で、前年度に比べ28.3%の増加となり、品目別ではとうもろこし24.0%増、Non-GMO大豆116.0%増、IOM一般大豆104.6%増、ブロイラー86.8%減、農産物・飼料指数2.9%増、食用馬鈴しょ1.6%減となった。また、売買約定金額は前年度に比べて43.5%増加し約32兆1,822億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は14.5%となった。

(2) 産業構造審議会商品取引所分科会

平成15年5月15日、農林水産大臣及び経済産業大臣が「内外の環境変化に対応した我が国の商品先物市場制度の在り方」について産業構造審議会商品取引所分科会に諮問を行い、同年12月24日に中間報告がとりまとめられた。その要旨は以下のとおりである。

ア 基本的課題

我が国商品先物市場を取り巻く環境は大きな変化を遂げており、それに対応した制度的課題に直面している。

(ア) 我が国のリスク管理ニーズに効果的に対応し、商品先物市場の産業インフラとしての機能を適切

に発揮していけるような拡大する市場に相応しい制度整備

(イ) 国際的な市場間競争の激化に対応した国際競争力強化

(ウ) 委託手数料の自由化（平成16年末）による商品先物業界における競争環境の変化に対応した市場のセーフティネットの制度整備

イ 具体的な制度改革の方向

(ア) 商品取引所を中心とする市場機能の向上

一般委託者を含む参加者にとっての市場の信頼性確保及び当事者等のリスクヘッジを目的とした市場利用者にとっての市場の利便性確保のための制度整備が重要である。

a 証拠金の取引所への直接預託制度や証拠金を超える委託者資産の取引員における分離保管等措置の徹底、取引員破綻時の委託者債権保全のためのセーフティネットの創設などによる委託者債権保全制度の拡充

b 先物取引の決済の安定性・効率性確保のため、従来の取引所経由の決済、取引所が決済主体となるインハウス型クリアリングハウスに加え、複数の取引所にまたがって決済の効率化が可能となるアウトハウス型クリアリングハウスの導入

c 商品取引所の組織形態について、会員組織に加え、株式会社組織を選択可能とすること

d 商品取引所の会員資格・取引資格が与えられる「当業者」について、上場商品のユーザー業者にも範囲拡大

(イ) 商品取引員による市場仲介機能の適正化

商品取引員の信頼性向上、委託手数料自由化による競争環境の変化に対応可能な経営上の選択肢の多様化のための制度整備が重要である。

a 商品市場ごとの細分化された許可制度から市場横断的な包括的な許可制度への変更及び財務要件の見直し

b 適合性原則（先物取引を行うにふさわしい知識、経験及び財務を有する顧客を勧誘すること）の厳格化、説明義務（顧客に対する先物取引の仕組み・リスク等の説明）の法定等勧誘規制の厳格化

c 監督上の処分内容の多様化による商品取引員に対する監督の強化

(ウ) 取引所外取引における市場機能の適正化

標準化された取引所取引では対応しきれない当事業者等のリスクヘッジニーズに対応し、取引所外

市場に対する規制を見直す重要である。

- a 一定の上場商品について、先物市場類似施設（当業者等による自己取引に限る）の開設を一定要件下で解禁
- b 店頭デリバティブ取引業者（店頭商品先物取引業者）の取引の相手方について、対象商品のユーザー業者等に拡大

(3) 商品取引所法の一部改正

産業構造審議会商品取引所分科会中間報告を踏まえ、第159回国会に「商品取引所法の一部を改正する法律案」を提出した。

(4) 商品取引所定款等の変更認可

平成15年度においては、延べで定款4取引所、業務規程22取引所及び受託契約準則7取引所の変更認可が行われた。

変更の主な内容は、以下のとおりである。

- ア 定款の変更…国際穀物等指数本上場（8.1関西）、軽油試験上場（12.8中部）、乾藁上場廃止（3.8横浜）等
- イ 業務規程、受託契約準則の変更…値洗差金徴収期限短縮化（4.11全取引所）、輸入大豆取引単位変更（10.23福岡）、立会時刻変更（3.8東穀）等

(5) 商品取引員

平成16年3月末日現在の商品取引員は97社であり、このうち、農林水産省所管商品取引員は92社である。商品取引所法の規定に基づき商品取引員の新規参入、新規許可を15年度は5社4市場につき行った。

(6) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づき、特定商品投資に係る商品投資販売業を営む法人として許可を受けた商品投資販売業者は平成16年3月現在で166社、商品投資顧問業者は8社となっている。16年3月末の商品ファンドの運用残高は626億円となっている。

表2 15年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	26,513	258,243
中部商品取引所	994	11,364
関西商品取引所	3,332	22,788
福岡商品取引所	3,217	23,256
横浜商品取引所	1,724	6,172
農林水産省所管	35,781	321,822
取引所合計	155,790	2,215,130

注1：中部商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、16年3月末現在で総数988組合（うち連合会は68）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、16年3月末現在で45組合（うち全国を区域とする商工組合は9組合、連合会は11組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは1組合となっている。

(2) 中小企業の経営革新の支援

中小企業経営革新支援法（平成11年3月31日法律第18号）に基づき、中小企業が創意工夫を活かした新商品・新サービスの開発や新たな生産方式の導入などの新たな事業活動を通じ経営の相当程度の向上を図る等の経営革新を行おうとする個別の中小企業、異業種グループ等への支援を行うため、金融、税制等の特例措置を講じた。

(3) 不況対策

貿易構造の変化や原材料の供給減等の影響を受けている農林水産関連業種については、中小企業体質強化資金助成制度の中の事業転換貸付の対象業種に指定し、金融上の特例を受けられるよう措置し、事業転換の円滑化等に努めた。

（農林水産関係の全国指定業種…17業種、同地域指定業種…5業種）

(4) 中小企業金融制度

ア 中小企業金融3機関による融資

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫の15年度融資における貸付計画額はそれぞれ1兆9,000億円、3兆6,805億円、1兆8,500億円（制度枠）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表3のとおりである。

表3 15年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付
残高

業 種	金額（億円）		
	中小公庫	国民公庫	商工中金
食料品製造業	4,508	1,209	3,464
木材、木製品製造業	864	461	2,016
計	5,372	1,670	5,480

注1：食料品製造業には飲料、たばこ、飼料製造業を含む。

注2：他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

注3：中小公庫、国民公庫、商工中金調べ

イ その他

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項によるセーフティネット保証制度の取引先企業のリストラ等の事業活動の制限及び事由（第2号）並びに業況の悪化している業種（第5号）の指定を受けた。

(5) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、平成元年度及び平成7年度に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。

(6) 事業再構築の円滑化

産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

(7) 新事業の創造促進

新事業創出促進法（平成10年法律第152号）に基づき、新商品の生産、新役務の提供等新たな事業の創出を行うベンチャー企業等が、大臣の認定を受けた場合の資金調達支援措置を引き続き実施した。

2 一般企業行政

(1) 金融制度

ア 日本政策投資銀行

日本政策投資銀行の15年度における資金運用は、「日本政策投資銀行中期政策方針」に基づき行われ、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するための政策融資が行われた。出融資の規模は1兆1,831億円であり、そのうち当省関係として食品等生活関連物資の効率的かつ安定的な供給を目的とした生活関連物資安定供給対策等資金、地域における産業の振興、開発促進を目的とした地域産業立地促進資金、環境負荷の発生抑制、再資源化等を目的とした循環型社会形成推進資金等が整備されている。

なお、融資状況は表4のとおりとなっている。

表4 15年度日本政策投資銀行当省関係
融資状況

(平成15年4月～16年3月)	
対 象 事 業	金額（百万円）
地域産業振興・雇用開発	3,300
農村地域工業等導入促進	1,900
飼料供給体制合理化事業	1,200
産業活力再生支援	700
そ の 他	540
合 計	7,640

注：日本政策投資銀行調べ。

(2) 税 制

15年度の税制改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第8号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が3月31日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に関係する15年度税制改正の概要は次のとおりである。

(注) 「法」法人税法、「措」租税特別措置法、「地」地方税法

ア 拡充された措置

(国税関係)

- (ア) 商品取引に係る雑所得等の課税の特例について、申告分離課税への移行(恒久化)、税率の引き下げ(税率：20%から15%)及び純損失の繰越制度(繰越期間3年間)の創設。(措41の14、41の15)
- (イ) 試験研究費総額の一定割合の特別控除制度の創設。(措10、42の4、68の9)

a 食品企業・農薬製造業

- b 鉱工業技術研究組合法
- c 中小企業経営革新支援法（沖縄振興特別措置法による読替え規定を含む）
- d 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
- e 国の試験研究機関等との共同研究
- (㉞) 産業活力再生特別措置法の改正に伴う以下の措置の創設、拡充及び2年延長。
 - a 認定事業者が事業革新設備（「実証一号機」）を取得した場合の特別償却（特別償却率：40％等）（措11の4、44の4、68の21）
 - b 共同事業再編計画に従って共同出資子会社を設立するために現物出資した場合の譲渡益課税の特例（認定事業者に係る匿名組合現物譲渡における譲渡損益に対する課税繰延を含む。）（新事業創出促進法による読替え規定は廃止）（措66、措68の86）
 - c 認定事業者の設備廃棄等による欠損金の繰越期間の特例（措66の12）
 - d 認定事業者の設備廃棄等に係る欠損金の繰戻還付不適用の除外措置（措66の14、措68の98）
- (㉟) 産業活力再生特別措置法の改正に伴い認定事業者が認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置（軽減税率：0.7％→0.15％等）の拡充。（措80の2）
- (㊀) 卸売市場法に基づく合併等に係る登記の税率の軽減措置の税率の変更（軽減税率：法人の合併による不動産の移転登記0.6％→0.3％から0.4％→0.1％等、法人の設立等による不動産の所有権の取得登記の特例を廃止）（措80）
- (地方税関係)
- (㊁) 商品取引に係る損益について、申告分離課税への移行（恒久化）、税率の引き下げ（税率：6％から5％）及び純損失の繰越制度（繰越期間3年間）の創設。（地附35の4、35の4の2）
- (㊂) 産業活力再生特別措置法の改正に伴い認定事業者からの営業譲渡に伴う税額の減額措置（1/6減額）の拡充等（対象に共同事業再編計画（仮称）、経営資源再活用計画（仮称）に従って譲渡される不動産を追加等）（地附11の4・5項）
- イ 延長された措置
- (国税関係)
- (㊃) 増加試験研究費等の特別控除制度（控除率：15％等）及び中小企業等に対する試験研究費等の特別控除制度（食品流通構造改善促進法に係る個別規定を廃止）。（措10、42の4、68の9）
- a 食品企業・農業製造業
- b 鉱工業技術研究組合法
- c 中小企業経営革新支援法（沖縄振興特別措置法による読替え規定を含む）
- d 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
- e 国の試験研究機関等との共同研究
- (イ) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（特別償却率：30％）又は特別控除制度（控除率：7％）（産業活力再生特別措置法、飲食店業のうちの大企業を除外）（措10の4、42の7、68の12）
- a 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別控除
- b 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別控除
- c 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画により取得する機械等の特別償却又は特別控除
- (㊄) 中心市街地活性化法に基づく商業施設等に係る特別償却（特別償却率：商業施設8％等）（措44の7、68の24）
- (㊅) 製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却（建物・付属施設6％等）（措11の8、44の8、68の24）
- (㊆) 事業協同組合等の貸倒引当金の特例措置（16％増）（措57の9、68の59）
- (㊇) 事業協同組合等の留保所得の特別控除（措61）
- (㊈) 中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画により取得する機械等の割増償却（割増償却率：27％）（措13の2、46、68の30）
- (㊉) 中小小売商業用の共同利用施設等の特別償却（特別償却率：8％、連鎖化事業等の廃止）（措44の7、68の24）
- (㊊) 食品企業、畜産農家等が取得した公害防止用設備等（汚水処理用設備等）の特別償却（特別償却率：機械・装置16％等、対象設備等：汚水処理用設備（構築物）について槽以外を除外等、取得価額：150万円以上から300万円以上に引き上げ等）（措11、43、68の16）
- (㊋) 試験研究のための支出金の特別償却及び試験研究用資産の圧縮記帳の特例措置（食品流通構造改善促進法に係る個別規定は廃止）（措18、52、66の10、68の39、68の94）
- a 鉱工業技術研究組合法
- b 中小企業経営革新支援法

ｃ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法

(地方税関係)

- (ア) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化計画に従い、事業協同組合等が一定の資金の融資を受け家屋等を取得した場合の課税標準の特例措置（公庫融資相当分を減額）の存続（不動産取得税）（地73の14・6項）
- (イ) 食品企業等が脱特定物質対応型設備を取得した場合の課税標準の特例措置（課税標準：3年間5/6）（地附15・31項）
- (ウ) 地域エネルギー利用設備の課税標準の特例措置（課税標準：3年間5/6等、対象から太陽熱設備、地熱設備（施設園芸用地熱利用温風発生装置）を除外、取得価額：600万円以上から660万円以上に引き上げ）（地附15条・14項）
- (エ) 中心市街地活性化法に基づく認定事業者が中心市街地食品流通円滑化事業の用に供する土地に係る非課税措置（地586・2項・1号の24）
- (オ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の基づき特定農産加工業者等が実施する事業用の土地に係る非課税措置（地586・2項・15号）
- (カ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき特定農産加工業者等が実施する事業用の施設に係る課税標準の特例（資産割・従業員割1/2、新增設分を除外）（地附32の8・2項）

(3) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施しているところであり、現在、OECD 資本移動自由化規約において自由化を留保している業種等（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。）を除き原則自由化されている。

農林水産省所管企業への対内直接投資は、本年度、340件（農林水産省受理ベース）行われた。

表5 業種別対内直接投資報告・届出実績
（農林水産省受理ベース）

業 種	2003年度
1. 製造業	133
(1) 食料品	71
(2) 農薬・動物医薬品	27
(3) 肥料・飼料	28
(4) その他	7
2. 輸出入・販売業	394
(1) 食料品	239
(2) その他	155
3. 飲食業	162
4. 農林水産業	13
5. その他	20

注1：農林水産省が受理した報告・届出のうち、定款上の事業目的の中に農林水産関連業種を掲げている企業数をすべて計上（延数）している。

注2：食料品には、飲料及び食用油脂も含む。
（出所）農林水産省受理実績による。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、平成15年度46件、667億円の投資が行われたため、平成元年度から15年度までの累計投資実績は、1,831件、3兆2,761億円となっている。

(4) 企業公害防止策

ア 公害対策調査指導

(ア) 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

(イ) 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は経済産業大臣及び環境大臣が行う国家試験の合格者又は主務大臣が行う資格認定講習の課程を修了した者でなければならないこととされている。農林水産省においては平成15年度において資格認定講習8回を地方農政局で実施し、全体で382人が資格認定講習を修了した。また、既に公害防止管理者となっている者を対象として、その資質の向上を図るための研修会を開催した。

(ウ) 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局内の「公害情報銀行」により、農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

(5) 農林水産関連企業環境対策

食品産業の環境対策に対する取組の普及推進のため、ISO14001に関するセミナーを開催した。更にマニフェスト制度の普及啓発のため、普及セミナー等を開催するとともに、リーフレットを作成し、食品製造業者、地方公共団体等に配布した。

3 食品産業行政

(1) 食品産業技術対策

ア ライフサイエンスを活用した健康志向食品評価・製造技術の開発

独立行政法人の試験研究機関の技術要素を応用しバイオマーカーや遺伝子情報等を活用した効率的な健康志向食品の評価・製造技術の開発を推進するため、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「ライフサイエンスを活用した健康志向食品評価・製造技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

イ 食の安全・安心確保技術の開発

高度化、個性化する消費者ニーズや食中毒、異物混入等の食品事故の頻発を背景とした安全性への関心の高まりに対応し、産学官の連携の下に、原料調達、加工、販売に至る食品の流通工程における総合的な安全・安心確保技術の開発を推進するため、フード・セーフティ・イノベーション技術研究組合が行う「食の安全・安心確保技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ウ 食品産業における新規分離抽出技術の開発

試験・研究に関する業務を行う独立行政法人の研究成果を活かして、汎用的かつ効率的に食品成分を分離抽出・濃縮するための超臨界流体抽出技術及び膜利用技術等の開発を推進するため、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「食品産業における新規分離抽出技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った

エ 食品産業における次世代型発酵技術の開発

我が国が技術的優位性を有する発酵分野の更なる技術革新を図り、国際競争力を強化するとともに、新たな産業化を推進するため、平成15年度から新たにニューフード・クリエーション技術研究組合が行

う「食品産業における次世代型発酵技術の開発」に対し、助成を行った。

オ 中小食品産業活性化技術開発支援事業（14年度補正繰越事業）

デフレ経済下での景気低迷の中、中小企業の比率の高い食品産業への技術開発支援により、中小食品企業の活性化を図るため、即効性の高い課題について緊急に民間企業等への助成を行った。

カ 「ブランド・ニッポン」加工食品供給促進技術開発事業

消費者ニーズを踏まえた「ブランド・ニッポン」加工食品を創出し、食料自給率の向上を図るため、加工適性の向上などの共通基盤技術、地域農産物を活用した高品質な食品の製造技術、国産農産物の一層の利用促進に資する機能性の解明技術等の開発に対し、民間企業等への助成を行った。

キ 食品資源循環システム構築技術開発事業

食品リサイクルを進める上でネックとなる課題を解決し、食品の資源循環システムの構築を図るため、食品廃棄物の運搬・回収技術、高度再生・変換利用技術、成分・品質評価技術、食品容器包装への活用技術等の開発に対し、民間企業等への助成を行った。

(2) 食品産業機能高度化推進事業

個性と工夫に満ちた地域食品産業の形成や「ブランド・ニッポン」食品の供給体制の確立を推進するため、食品産業自らの発意と創意工夫に基づく、消費者ニーズを起点にした高付加価値食品等の開発、食品産業と「ブランド・ニッポン」農産物の生産に取組む地域農業との連携、技術力を支える人材育成、食品の製造・販売・消費・原料生産等の食情報に関するネットワークの構築及び地域食品のブランド化への取組等を推進した。

（予算額 2億3,009万1千円）

(3) 立地対策

ア 食品工業団地形成

(ア) 食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化の流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増してきている。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品の生産、製品流通の各基地を一体化した食品工業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

(イ) 食品工業団地については、「食品工業団地形成促

進要綱」(45農経C第2903号農林事務次官依命通知)に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして総合食料局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、農林漁業金融公庫等による融資の斡旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び福岡の5ヶ所である。

(4) 食品産業における環境対策の総合的推進

食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の発生の抑制を図ること等を目的とした「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)については、食品関連事業者等の取組を促進するため、全国各地において約40回の説明会の開催、政府広報を活用した普及啓発の活動を実施するとともに、法第10条に基づく登録再生利用事業者として、11事業者を登録した。

さらに、食品リサイクルの円滑な推進を図る観点から、関係者が連携した効果的なリサイクル計画の策定に係る経費、先進的・モデル的なリサイクル施設の設置、食品リサイクルに関する技術開発についての補助を実施した。この他、食品リサイクル施設の設置に係る融資制度、税制の特例措置を設けている。

また、容器包装リサイクル法の適切かつ円滑な施行を図るための調査、法律の内容の普及・啓発及び再商品化(リサイクル)義務のある特定事業者に対する点検指導を実施した。

(5) 食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)を平成15年7月に法改正し、所要の見直しを行うとともに、適用期限を5年間延長した。この法律に基づき、HACCP手法を導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。平成10年度から平成15年度までの間に、高度化計画を認定する機関として(社)日本食肉加工協会(食肉製品)、(社)日本缶詰協会(容器包装詰常温流通食品)、(社)日本炊飯協会(炊飯製品)、(社)大日本水産会(水産加工品)、(財)日本乳業技術協会(乳及び乳製品)、全国味噌工業協同組合連合会(味噌)、全国醤油工業協同組合連合会(醤油製品)、(社)日本冷凍食品協会(冷凍食品)、(社)日本給食サービス協会(集団給食用食品)、(社)日本惣菜協会(惣菜)、(社)日本弁当サービス協会(弁当)、(財)日本食品油脂検査協会(食用加工油脂)、(財)日本食品分析センター(ドレッシング類)、

(社)全国清涼飲料工業会(清涼飲料水)、(財)全国調味料・野菜飲料検査協会(食酢製品)、(社)日本ソース工業会(ウスターソース類)、全国菓子工業組合連合会(菓子製品)、全国乾麺協同組合連合会(乾めん類)、(社)日本パン工業会(パン)の19機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成15年度においては、25事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCP手法を導入した施設整備に取り組んだ。

さらに、平成15年度から新たに中小の食品製造業者によるHACCP手法の更なる導入推進に向けて、必要となる専門性を有する人材の育成及び技術情報に係るデータベースの構築により、HACCP手法を導入しやすい環境整備を促進する食品製造工程管理高度化促進事業を実施した。

第4節 食品・外食産業行政

1 加工食品

(1) 調味料(みそ、しょうゆを除く)

ア 食酢

平成15年度の食酢類の生産量は42万6,600klであり、前年と比較して0.5%増加した。このうち醸造酢は42万4,200klで全体の99.4%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、15年は2.95ℓと前年に比べ4.4%増加した。

イ ソース類(たれ類含む。)

15年度のソース類の生産実績は、47万2千klで、前年度に比べ1.0%減少している。種類別にはウスターソース3万1千kl(前年比3.8%減)、中濃ソース2万7千kl(前年比1.3%減)、濃厚ソース4万3千kl(同14.8%増)となっているほか、ステーキソース等の専用ソースが増加している。また、たれ類は1.0%増であった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、15年は1.65ℓと前年に比べ1.3%減少した。

ウ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

15年のドレッシング類の生産量は、39万1千tで前年に比べ0.1%増加した。このうちマヨネーズは23万1千t(前年比3.1%減)となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、15年には4.76kg(前年比0.6%減)となっている。

エ カレー及びからし粉

15年度のカレー生産量は、22万2千tで前年と比べ3.9%の増加となった。このうちカレー粉は約4千t、カレールウは約10万t、調理済みカレーは約11万8千tであった。

なお、総務省家計調査によると、カレールウの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、15年は1.92kgと前年に比べ0.5%減少した。

15年度のからし粉の生産量は、13,061tで前年度に比べ10.6%増加した。

オ グルタミン酸ソーダ

15年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比1.8%減の約6万1千tであった。うち、国内販売量は、約7万8千tで前年比2.0%の減少であり、輸出量は175tと1.5%の減少となっている。

一方、輸入量は、国内生産から海外生産などヘシフトしていることもあり、ベトナム等での生産量が増加しているのを受け、年々増加傾向となっており、15年は前年比4.5%増の約6万9千tとなっている。

(2) 清 涼 飲 料

ア 企業概況

清涼飲料製造業の大部分は、中小飲料メーカーであるが（総企業数約800社のうち中小企業は約8割を占めている）、これらは外資系及び国内大手飲料メーカーのマスセールの攻勢に圧倒され、年々その市場占有率の縮小を余儀なくされている。このため、大手メーカーと競合する製品を避け、ラムネ及び一部のサイダー、果実水等の生産を行っているが、経営の悪化等により企業は減少している。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、消費者の嗜好の変化等を背景に、ミネラルウォーター、緑茶飲料等を中心

に進展したこと、ペットボトル製品の出回りから、順調に生産を伸ばしてきている。

平成15年については、7月、8月の冷夏による厳しい気象条件があったものの、生産量は1,616万2千klと前年同水準を維持した。

ウ 中小企業

清涼飲料業界の構造は、寡占化が進み、コーラ飲料等生産量の多い商品群については、大企業による独占の状態が定着している。

一方、中小企業は自社オリジナルブランドの製造・販売、大手企業の受託生産、組合統一商標製品の製造、業務用等特定市場への注力等により生き残りを図ってきたが、こうした策が奏功している例は少なく、その経営基盤は脆弱化している。

エ 環境問題への対応

3年4月26日に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

また、「容器包装リサイクル法」が9年4月から本格施行となり、ガラス瓶、ペットボトルについて再商品化が義務付けられることとなった。

オ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに平成9年度は小型ペットボトルも加えて飲料容器の散乱防止方策の検討を行っている。

表6 調味料の生産量の推移

種 類		13年度	14年度	15年度		
				生産量	前年比 (%)	企業数 (社)
食酢	千kl	415.0	424.5	426.6	100.5	約255
ソース	千kl	487.2	477.1	472.2	99.0	約160
*ドレッシング類	千t	391.6	391.2	392.1	100.2	11
カレー { カレー粉 カレールウ 調理済みカレー	千t	5.7	4.6	4.4	95.1	57
		99.6	102.0	100.1	98.2	
		115.1	107.0	117.5	110.5	
*グルタミン酸ソーダ	千t	65.5	62.1	62.1	94.9	7
からし粉	千t	12.3	11.8	11.8	96.2	20

*暦年

表7 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位：千kl)			
	13年	14年	15年	15/14
緑茶飲料	1,421	1,568	1,783	113.7%
炭酸飲料	2,649	2,608	2,575	98.7%
果実飲料等	2,025	2,090	1,562	74.7%
ミネラルウォーター	1,021	1,076	1,133	105.3%

(3) コーヒー

ア 企業概況

レギュラーコーヒー製造業は、明治初期から発展してきた産業であるが、比較的小資本による経営が可能なことから、そのほとんどは中小零細企業で占められ、現在約400企業が操業している。

この業界は、昭和43年に中小企業近代化促進法による業種指定を受け49年まで設備の近代化、合理化を行い6工場で共同焙煎工場の設立をみるなど相応の効果を挙げたが、未だその経営基盤は弱い。

一方インスタントコーヒー製造業は、35年から生産が開始された比較的新しい業種であり、現在3企業が操業している。しかし、その生産量のほとんどは外資系2社に集中している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は40か国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシア等である。なお、平成15年の輸入量は、対前年比5.8%減の37万7,647tと6年ぶりに減少に転じた。

インスタントコーヒーの15年の輸入は、約20ヵ国から対前年比7.0%増の9,057tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、ドイツ等である。

また、コーヒーエキスの輸入は、主な用途であるコーヒー飲料の原料としての需要が減ったことから過去のピーク時よりも大幅に減少している。

なお、コーヒーの国際相場は、1989年国際コーヒー協定の経済条項が停止して以来、市場に加盟輸出国の在庫が流出したため、価格は1ポンド当たり0.50ドル台という70年代初頭以来の低水準で推移していた。しかし、94年には世界最大の生産国であるブラジルにおける霜害に伴い価格は急騰し、同年9月には1ポンド当たり2ドル以上の高値を記録した。その後生産量は回復し、価格も1ポンド当たり1ドル前後の水準で推移したが、97年にはブラジルにおける霜害を予想した投機の動きなどから再び価格は急騰し同年5月には1ポンド当たり1.8ドルを記録した。その後はブラジルをはじめとする各生産国が高い生産水準を保っていることもあり、価格は

1ポンド当たり1ドル以下の低水準で推移している。

表8 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	(単位：t)			
	13年	14年	15年	15/14
生豆	381,745	400,771	377,647	94.2%
いったコーヒー	3,630	4,070	4,292	105.5%
インスタントコーヒー	8,387	8,465	9,057	107.0%
エクスエッセンス	16,034	14,379	11,566	80.4%

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、主として喫茶店、ホテル、レストラン等業務用であったが、年々家庭用（約6割）、特に軟包材を使ったバックコーヒー、いわゆる袋詰めコーヒーが伸びている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用（9割強）である。

全体の需要傾向としては、飲用する場所、商品の多様化の進展及び高級化、簡便性志向に応えた商品開発に支えられ増加傾向にある。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は37万9千t（15年）であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万5千t、レギュラーコーヒーその他用28万3千tと推計される。

エ 国際コーヒー協定

国際コーヒー協定の詳細については、第2章第2節第5項第2号の国際コーヒー協定を参照。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けで告示され、5年5月28日から施行されている。

これは、コーヒーの取引について行表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する消費者の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を5年5月28日以降自主的に表示することとしている。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源化、再利用等

についても検討することとしている。

(4) 菓 子 類

ア 需給動向

平成15年における菓子類の国内生産量は、景気の低迷による消費の不振等により、せんべい（小麦粉使用）（前年比2.0%減）、スナック菓子（同1.8%減）などが減少したものの、飴菓子（前年比3.1%増）、ガム（同2.0%増）など一部の品目が増加したことから、193万4,100 t と、14年に比べ0.6%の増加となり、6年連続減少からの回復が見られた。

また、生産額は2兆3,409億円と前年比0.1%の増加となった。

一方、15年における菓子類の輸入量は、11万3,333 t（前年比14.1%増）となり、輸入額は約526億円（同1.8%減）となった。品目別には、チョコレート菓子、砂糖菓子、キャンデー類、ビスケット類の4品目で菓子類の輸入量の約5割を占めている。

また、15年における菓子類の輸出量は、2万1,486 t（前年比2.0%減）となり、輸出額は約168億円（同0.2%増）となった。菓子類の輸出量は、国内生産量の1.1%とわずかなものである。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

ウ 国際コカ協定

国際コカ協定の詳細については、第2章第2節第5項第3号の国際コカ協定を参照。

(5) あ ん 類

平成15年度におけるあん類の生産量は、原料として使用した豆類で9万5,300 t と前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん5万7,600 t（前年比10.0%減）、ねりあん20万6,600 t（同1.0%増）、乾燥あん1,300 t（同7.1%減）、合計では26万5,500 t で前年を下回った。

(6) 豆 類 加 工 品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、平成2年以降、気候要因等による変動はあるもののほぼ横ばい傾向で推移しており、15年は原料大豆処理量に換算して49万4千 t（他に脱脂大豆利用1万 t）と、前年と同水準の実績となった。

なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、14年度末現在では14,487業者で前年より541業者の減少となっている。

イ 納豆

納豆の推定生産量は、7年以降増加傾向にあるが、15年は原料大豆処理量に換算して13万7千 t と、前年比2.8%の減少となった。

なお、製造業者数は14年度末現在で682業者となっている。

ウ 凍豆腐

15年の凍豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万 t となっており、主な製造業者数は15年末現在で6業者となっている。

エ 植物性たん白

15年における生産量は乾燥品換算で5万1千 t と、前年並みであった。

原料別の生産比率は大豆系78%、小麦系22%で、形態別では粉末状58%、繊維状・粒状・ペースト状の合計42%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先は全て食品加工業者である。

オ 豆乳

15年の豆乳の生産量は12万8千 t、出荷量は12万7千 t、大豆使用量は1万9千 t となっており、近年大幅に需要が増加している。

カ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況にある。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(株)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっている。備蓄量は、平成7年9月末まで8万 t（食品用大豆需要量の約1ヵ月分）としていたが、最近は食品用大豆の利用業界でも数週間分の在庫を常時保有している状況から、7年10月より5万 t（食品用大豆需要量の約20日分）に削減した。15年度以降については、5万 t を基本としつつも、一定の幅で弾力的な運用を行うこととし、15年度は4万9千 t の備蓄を実施し、これに対して国は備蓄の実施に必要な経費（金利、保管料等）として、5億6,007万円を同協会等に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金 5億6,007万円）

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

2003/2004年度の世界の油糧種子の生産状況については、大豆の生産量は、最大の生産国である米国でかなり減少するほか、ブラジルではほぼ横ばい、アルゼ

ンチンではやや減少するとみられることから、全体で前年よりやや減少するとみられる。

一方、ナタネの生産量は、主要生産国である中国、カナダ、インド、豪州で増産となることから、全体でも大幅な増加となる見込み。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が2003年で可食油生産量の88%程度を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成15年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,588.1Kcalで、そのうち油脂類は377.5Kcal（14.6%）を占めている。

油脂の総需要はこれまで堅調な伸びを続けてきたが、最近は横ばいとなっている。

なお、15年の油脂生産のうち動植物油脂の生産比率は15%対85%となっている。

イ 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は248万4千tで前年を0.4%下回っている。

この食用のうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、加工用で需要がわずかに増加したものの、家庭用、業務用が減少したことから、対前年でほぼ横ばいとなった。

非食用（工業用等）は、49万1千tと前年を1.3%上回った。

輸出については、3万9千tと前年を上回った。

これらのことから、油脂の総需要は301万4千tと対前年でほぼ横ばいとなった。

また、食用加工油脂の生産量は5年以降は連続して70万tを超えていたが、13年以降70万tを下回っている。

表9 食用加工油脂の生産（平成15年）

	生産量	対前年比（%）
マ ー ガ リ ン	177	100.2
ファットスプレット	70	99.3
ショ ー ト ニ ン グ	201	100.8
精 製 ラ ー ド	59	97.9
食用精製加工油脂	49	100.8
そ の 他 加 工 油 脂	133	98.4
計	690	99.7

ウ 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は302万5千tと前年をわずかに上回った。国産原料から生産される主要油脂は、牛脂、豚脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の74.9%を占めており、ナタネ油の生産量は86万t、大豆油は76万tとなっている。

表10 油脂の供給

	（原油ベース・単位：千t）		
項 目	13年	14年	15年
植 物 油	2,515	2,559	2,582
動 物 油	495	451	443
計	3,011	3,009	3,025
前 年 比（%）	100.5	99.9	100.5
う ち 輸 入	2,631	2,627	2,640
（うち輸入油脂）	(823)	(819)	(856)
うち国産原料	379	382	385

3 新 食 品

近年、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等の食品新素材や新技術を活用した新しい食品（いわゆる機能性食品）が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として順調に拡大してきている。

これら新食品・食品新素材の原料・素材の安定的確保や食品新素材等の機能・安全性に関する情報の食品メーカーへの的確な伝達及び消費者への正しい理解を促進するために、平成15年度は以下の事業を行った。

(1) 食品産業原料安定確保対策調査事業

ア 地域の中小食品企業にとっては、農林水産業等との連携を深め、特産物など地元の資源を活用した特色のある新食品・食品新素材を製造・販売していくことが重要となっている。これら新食品・食品新素材の生産・流通・消費動向、国産農水産物の生産・利用等に関する情報、販路の新規開拓などの課題に的確に対応するため、地域食品企業の現状と今後の課題について調査を行った。

イ 地域の中小食品企業に対して国内農水産物の利用増進の観点から食品新素材導入時のリスクを軽減するため、国内農水産物利用食品新素材利用マニュアル（原料素材の特性、利用方法、利用製品の品質・性状・貯蔵試験結果等を内容としたもの）として「γ-オリザノール」を作成し、利用技術の啓発普及を図った。

ウ 国産農水産物を利用した新食品・食品新素材に関して消費者に正しい理解を促進するため、「よくわかる加工でん粉」を作成・配布し、消費者への情報提

供に努めた。

(2) 「消費者の部屋」の開催

「消費者の部屋」の開催により、新食品・食品新素材に関し消費者への情報提供を行ったほか、「食品新素材研究会」の開催による地方食品企業等との情報交流、情報提供等を行った。

4 外食産業

(1) 外食産業に関する調査研究

外食産業の健全な発展に資するため、外食産業に関する産業構造、経営動向の調査、各種データの整理・分析を行うとともに、外食産業界、関連業界等への確かな情報及び調査研究結果を提供するための総合的な調査研究事業に対し助成した。

(2) 国産食材の利用推進

外食事業者からの国産食材の利用・調達に関するニーズの発信、外食店における消費者への食材の情報(栽培方法、産地等)の提供とともに、外食事業者が求める国産食材について、一次加工等を効率的かつ効果的に産地で行うことを支援し、外食産業における国産食材の一層の利用等を推進した。

(3) リサイクルの推進

外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用法を把握するための検討会や、消費者のリサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動を支援するとともに、外食事業者のほか関係者との情報交換を行うための体制整備を支援した。

(4) 地域食材の活用促進

各県・地域の気候、風土、伝統に根ざした固有の食文化である多くの郷土料理の中から、次代に継承すべき伝統料理を選定するとともに、これら伝統料理を提供している外食店を紹介し、外食店を拠点とした情報発信を行うことにより、地域食材の活用促進を支援した。

第5節 米政策の改革

1 「米づくりの本来あるべき姿」を目指して

米をめぐる情勢は、

- ① 1人当たりの年間消費量が昭和37年度に118.3kgだったものが平成14年度には62.7kgとなるなど需要が大きく減少している
- ② 国が配分する生産調整を30年以上やってきて生産調整は106万haと過去最高になり、生産調整の限

界感や負担感が高まっている

- ③ 担い手の世代交代が進まず、新しい担い手育成の面で立ち遅れている

など、まさに閉塞状況に立ち至っている。

このような状況を受け、農林水産省では、生産調整の今後のあり方等について幅広く検討するため、学識経験者、生産者団体、地方公共団体等から構成される「生産調整に関する研究会」を平成14年1月に設置した。研究会では、議論の内容は全て公開するなど透明性の確保に配慮しつつ、現地検討会を含め計46回の議論が行われ、同年11月29日に、「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」が取りまとめられた。農林水産省はこの報告を踏まえ、水田農業を取り巻く閉塞状況を打開し、水田農業の未来を切り拓くため、これまでの米政策を抜本的に見直し、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」を実現するために平成14年12月に「米政策改革大綱」を審議決定し、消費者重視・市場重視の視点に立って、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって行うこととした。

今回の米政策改革がこれまでの米政策と大きく異なるのは、分かりやすさ・効率性・透明性を確保することであり、今までの米政策・水田農業政策の問題点を踏まえ、「メッセージが明瞭で分かりやすい政策」、「効率的で無駄のない政策」、そして「決定と運用の全てのプロセスについて透明性が確保された政策」を目指すことを基本理念としている。

具体的には、以下の措置を講ずることとしている。

- ア まず、政策手段と目標を明確化し、分かりやすくする観点に立って、
 - (ア) 地域自らの発想・戦略と地域の合意に基づく取組を支援する「産地づくり対策」
 - (イ) 生産調整のメリット対策として米価下落の影響を緩和する「稲作所得基盤確保対策」
 - (ウ) 担い手の稲作収入の安定を図る「担い手経営安定対策」

を講ずることとしている。

- イ 次に、効率的で無駄のない政策として

- (ア) 生産過剰分を主食用として高い価格で集荷し、最も価格の安い飼料用米として処理するという無駄をなくすため、豊作による過剰米が主食用として区別して出荷されるような仕組みを作る
- (イ) 生産調整面積を達成しても、残る水田で増産され、生産調整の効果が減殺されるということをなくすため、生産数量を調整する方式に転換することとしている。

- ウ さらに、透明性が確保された政策として、

(ア) 生産調整の配分に当たって、各都道府県産米の需要実績を基礎にした客観的需要予測に基づき生産目標数量を策定するとともに、その際、公正・中立な食料・農業・農村政策審議会の助言を得て決定する

(イ) 米政策の改革の目標を明確化するとともに、毎年の改革の実行過程をチェックすることとしている。

また、改革の内容については次の4つの特徴を有している。まず、1点目は改革の道筋を明らかにするとともに、準備期間の設定や実行過程の検証を毎年度行うなど、「米づくりの本来あるべき姿」への円滑な移行（ソフトランディング）を図ること。2点目は、生産構造、需給調整や流通制度などの課題ごとに改革すべき内容とその目標年次を明確化していること。3点目は、改革の実行に当たって、農業者・農業者団体、流通業者の主体的判断に基づく創意工夫が活かされるような条件整備を図ること。そして4点目は、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策における改革のどれか一つが欠けても十分なものとはならないことから、これらの政策全体をパッケージとして実施すること。

しかし、当然、これらの改革の効果は一朝一夕に現れるものではない。「米づくりのあるべき姿」の実現のためには、農業者・農業者団体はもちろん、行政関係者、流通業者、消費者等の関係者が、この米政策改革大綱の趣旨を踏まえ、一丸となって取り組んでいくことが極めて重要である。

2 米政策改革大綱

米の過剰基調が継続し、これが在庫の増嵩、米価の低下を引き起こし、その結果、担い手を中心として水田農業経営が困難な状況に立ち至っている。他方、消費者ニーズが多様化し、これにきめ細やかに対応した安定的供給の必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、水田農業経営の安定発展や水田の利活用の促進等による自給率向上施策への重点化・集中化を図るとともに、過剰米に関連する政策経費の思い切った縮減が可能となるような政策を行うべく、国民的な観点に立って、次のとおり、水田農業政策・米政策の大転換を図る。

第1 目的

米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に即応した米づく

りの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。

このため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革を整合性をもって実行する。

第2 米づくりの本来あるべき姿と実現の道すじ

- 1 できるだけ早期に望ましい生産構造を実現するため、地域水田農業のビジョンの策定とそれに基づく多様な取組を行い、平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指す。
- 2 需給調整システムについて、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する。
- 3 農業者・農業者団体が主役となるシステムにおける国及び地方公共団体の役割を食糧法上明確に位置付ける。
- 4 集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を縮め、市場の変化に迅速に対応できるよう、関係者との協議の上で可能なものから早期に実施する。

第3 平成16年度からの当面の需給調整のあり方

- 1 国は、公正・中立な第三者機関的な組織の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報を策定し公表する。
- 2 生産数量を調整する方式へ転換する。生産量の目標は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、5の過剰米短期融資制度による過剰処理分を補正する。生産数量の目標は、行政及び農業者団体の両ルートで配分する。
- 3 農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定する。
- 4 助成措置については、地域の多様な取組に認められる新たな発想の下に、全国一律の方式から転換し、対策期間中安定した一定の交付額により水田農業の産地づくりを進める対策と米価下落対策を柔軟に実施する「産地づくり推進交付金」を創設する。

- 5 豊作による過剰米については、「過剰米短期融資制度」を創設し、短期融資の仕組みを活用して、区分出荷を促し、主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その需要開拓に結びつける。

第4 流通制度改革

- 1 創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進の観点に立って、流通制度を改革し、安定供給のための自主的な取組を支援する。
- 2 実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。
- 3 消費者の信頼性の回復の観点に立って、適正表示の確保措置、トレーサビリティシステムの導入等を実施する。
- 4 消費者の安全性に関する関心に適切に答えていくため、安全性確認体制の確立を図る。このため、農業者団体等が行う全国的規模での効率の検査体制の整備を推進するとともに、安全性確保策の強化について引き続き検討する。
- 5 米を主食とする日本型食生活の復権を図るため、食生活指針の普及、食育の推進等について、教育機関、医療機関、研究機関等との連携を図りながら、広報媒体の有効な活用により、広範な国民運動を展開する。
- 6 安定供給を図るための危機管理体制を体系的に整備することとし、この前提として、流通業者について、届出制の導入等により平常時から幅広く把握できる体制を構築する。
- 7 政府備蓄について、百万トンを超正備蓄水準として、入札による買入れ・売渡しを実施する。

第5 経営政策・構造政策の構築

- 1 集落段階での話し合いを通じ、地域ごとに担い手を明確化する。このため、認定農業者制度の見直し・改善を行う。また、認定農業者に加え、集落営農のうち一元的に経理を行い、一定期間内に法人化する等の要件を満たす「集落型経営体（仮称）」を担い手として位置付ける。
- 2 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。

- 3 担い手のニーズを踏まえた農地の利用集積促進が可能となるような制度面の措置を強化する。また、水田整備の事業体系を利用集積、経営体の育成等成果重視の整備へと転換するなど、農地利用集積の確実な進展を図る。

第6 水田利用のあり方・農業生産対策の展開

- 1 水田利活用の促進と多面的機能の発揮等のため、効率的・安定的な経営体の確立、田畑輪換を中心とした持続的輪作体系に基づく水田営農、水利用事情等を踏まえた畑地化等を推進する。これに際し、多収性品種や新形質米の開発普及、低コスト化農法の定着、耕畜連携のための条件整備、輸送の効率化等の体制整備を図りつつ、飼料用稲や加工用米の定着・拡大に向けた取組を推進する。
- 2 生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産に取り組む生産者に対する支援策及び耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物生産に取り組む生産者に対する支援策を実施する。

第7 その他

関連施策（産地づくり推進交付金、過剰米短期融資制度及び担い手経営安定対策）の具体的内容については、平成16年度予算の概算要求の決定時までには、各関連施策間の総合性・整合性をとりながら、農林水産予算全体の適切かつ効果的な編成の観点に立って決定する。

3 食糧法改正及び「米政策改革基本要綱」

平成14年12月に取りまとめられた米政策改革大綱を踏まえ、米の生産・流通関係者の主体性を重視しつつ安定的な生産・流通を確保する観点から、生産調整の円滑な推進、適正かつ円滑な流通の確保等に必要となる各種の措置を講ずるため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が改正され、平成15年6月27日に成立、7月4日に公布されるとともに、今回の米政策の改革の全体像を分かりやすく総合的に取りまとめた「米政策改革基本要綱」を公表したところである。

第6節 食糧制度の運営

1 平成15米穀年度の需給状況と生産調整

平成14年産米については、101万ha(かい廃分を控除したベースで97万ha)の生産調整に取組み、関係者の精力的な努力により全国で101.0%の実施率となった。

また、緊急需給調整対策の取組みも行われ、作況指数101の状況の下、14年産米の生産抑制に成果をあげ、水陸稲収穫量は889万tとなった。

加えて、「当面の需給安定のための取組みの基本的考え方について」(平成13年11月)において、生産オーバー分を配合飼料用へ処理すること及び持越しが予想される自主流通米在庫については調整保管を実施すること等の方針を明らかにするとともに、「14米穀年度の端境期における需給の安定確保対策」(平成14年7月)の需給改善効果により、スタートから翌年の4月までのすべての入札において、12年産価格を上回り、年間を通じて比較的安定的に推移した。

平成15米穀年度の計画流通米の販売については、自主流通米、政府米それぞれの用途に適した円滑かつ積極的な販売を行い、双方の持越在庫が計画的に縮減されるようにすることとした。

一方、夏場の低温・日照不足により、平成15年産米の作柄不良や出回りの遅れが懸念される中で、卸売業者の自主流通米や政府米に対する購入意欲が高まり、ア 平成14年産自主流通米調整保管の取崩しを行ったこと

イ 政府米については、通常よりも早く平成14年産米を供給したほか、自主流通米価格の高騰により、平成13年以前産米についても卸売業者の購入意欲が高まり、8月以降の販売量は大幅に増加したこと等から、15年10月末の持越在庫は144万t(自主流通米13万t、政府米131万t)となった。

また、米の需給調整については、米政策改革に基づき遅くとも平成20年度までに農業者・農業者団体が主役となるシステムを構築することとし、その実現に向け、平成16年度から当面の需給調整について、生産数量を調整する方式に転換することとした。

こうした中、平成16年産米については、安定供給を確保する観点から、全国の生産目標数量を857万tと設定した。

2 自主流通米の価格形成

米政策改革大綱において、「実勢に即した価格が形成

されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。」とされたことを受け、自主流通米価格形成センターでは「自主流通米の入札取引の仕組みに関する検討小委員会」を開催し、魅力ある市場条件の整備、新規参入を含めた市場開放性の確保、取引の公正・中立性確保等のための具体的方策について検討を行った。

第7節 米穀の需給及び価格の安定に関するための措置

1 需 給

(1) 全 体 需 給

平成15・16米穀年度の需給計画は、平成15年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において次のとおり定めた。

○平成15・16米穀年度の需給見通し

平成14年10月末持越在庫 211万t
(うち外国産米10万t)

平成14年産米生産量	889万t
(うち計画出荷量)	(433万t)
外国産米	77万t
供給量計	1,177万t
主食用等需要量	873万t
加工用等需要量	98万t
需要量計	971万t
平成15年10月末持越在庫数量	206万t

(うち外国産米10万t)

平成15年産米生産量	879万t
(うち計画出荷量)	(457万t)
外国産米	77万t
供給量計	1,162万t
主食用等需要量	860万t
加工用等需要量	101万t
需要量計	961万t
平成16年10月末持越在庫数量	201万t

(うち外国産米10万t)

注1：生産量(陸稲含む)及び自主流通米の出荷量は、加工用米の生産予定数量(平成14年産21万t、平成15年産24万t)を含む数量である。

注2：主食用等需要量は、主食用のほか、自主流通米で供給されている酒造用及びもち米の需要量である。

注3：平成15年産米の政府買入数量10～15万tは、平成15米穀年度の政府米販売が15～20万tとなる

ことを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は、10万tから販売計画未達数量を控除した数量とする。

注4：外国産米の14年10月末持越在庫量10万tのほか、次のものがある。

飼料用備蓄	25万t
援助用備蓄	60万t
合 計	85万t

注5：加工用等需要量は加工用、輸入米粉調整品等代替、新規用途及び国際機関、食糧不足国等からの要請に応じ用いられる援助用等である。

注6：16米穀年度の外国産米の数量は、現行のWTO農業協定に基づき実施期間の最終年度のミニム・アクセス数量としている。

(2) 国内産米

ア 15米穀年度における国内産米の供給数量は、14年産米の生産量888万t(加工用19万tを含み、陸稲1万tを除く)と持越在庫201万t、生産者団体の主体的取組による生産オーバー県(新潟県)の加工用への振替▲2万t、新米早喰▲10万t、流通在庫の増加分▲36万tを合わせた1,041万tの供給をおこなった。このうち政府米については、14年10月末持越在庫155万tと14年産政府買入14万tを合わせ169万tの供給をおこない、自主流通米については、持越在庫46万t、14年産買入419万t、生産者団体の主体的取組による生産オーバー県(新潟県)の加工用への振替▲2万t、新米早喰▲10万tを合わせた453万tの供給をおこなった。

イ 一方、主食用等需要量については、914万t(流通在庫の増加分36万t含む)となり、自主流通米については421万tとなり、政府米では38万tとなった。

加工用等需要量については、自主流通米(加工用米)19万tであった。

ウ この結果、15年10月末持越在庫は144万tとなり、内訳としては自主流通米で13万t、政府米では131万tの在庫を有することとなった。

エ 平成15年産米の生産目標数量は、国内産米の在庫水準の適正化を図る観点から主食用等854万t、加工用24万tとした。

また、平成15年産米の生産調整目標面積は、予想単収を前提とし1,060千ha、このうち生産調整目標面積の内数となる加工用米の作付予定面積は4万6千haとした。

○平成15年産米の必要生産量及び生産調整目標面積

生産目標数量(主食用等)	854万t
生産予定数量(加工用)	24万t
生産調整目標面積	1,060千ha
加工用米作付予定面積	46千ha

(3) 外国産米

平成15米穀年度のミニム・アクセス輸入米の需給については、14米穀年度からの持越在庫量は10万t(このほか飼料用備蓄25万t及び援助用備蓄60万t)であり、15米穀年度の輸入数量は77万tとなった。

一方、販売量は、主食用に4万t、加工用に21万tの25万tとなった。

この結果、平成15米穀年度のミニム・アクセス輸入米の持越在庫数量は62万tとなったが、国内産米の需給に影響を与えないよう援助用として52万tと14米穀年度に行った援助用備蓄残40万tをあわせて92万tを備蓄することとし、10万tについては16米穀年度に繰越すこととした。

2 15年産米の出荷

15年産米の出荷は、15年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において、計画出荷数量については457万t、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量については10～15万tとそれぞれ定めたところである。

ただし、「新たな米政策大綱」(平成9年11月)で確立した備蓄運営ルールを踏まえ、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量10～15万tについては、15米穀年度の政府米販売が15～20万tとなることを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は、10万tから販売計画未達数量を控除した数量とした。

(1) 計画出荷申出数量の申出

基本計画で定められた計画出荷数量を基礎として、4月1日から4月30日までの間、生産者から計画出荷米として出荷を予定する数量の申出を受けた。

申出の結果は、計画出荷申出数量の合計489万t(うるち米476万t、もち米13万t)となった。

(2) 予定計画出荷基準数量の決定

15年産米の都道府県別予定計画出荷基準数量については、基本計画において定められた計画出荷数量の範囲内にする必要があることから、うるち米、もち米ともに計画出荷申出数量を減額調整した上で、各都道府県ごとの予定計画出荷数量(合計457万t)を決定し通

知した。

当該通知を受け、都道府県が市町村ごとの予定計画出荷数量を、市町村が生産者ごとの予定計画出荷基準数量を決定し通知した。

(3) 政府売渡申出数量の申出

15年産米の政府買入数量については、15年11月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」において、基本計画における買入数量（10～15万t）及び15年産米の作柄状況（作況指数90）を踏まえ、備蓄の円滑な運営に資する観点から10万tと定められた。

この政府買入数量10万tについては、都道府県別の政府買入実績、都道府県産政府米の販売実績及び生産調整面積を踏まえて都道府県別に配分することとして、15年12月8日に都道府県別政府買入基礎数量の配分が行われた。

15年産米の政府売渡申出数量の申出期間は、15年12月12日から12月17日までと定めて告示をし生産調整実施者からの政府売渡申出数量の申出を受け、各都道府県ごとの予定政府買入数量を決定し、また、変更申出を行った県について予定政府買入数量の変更を行い、16年3月までに合計で6,777tを通知した。

(4) 予定計画出荷基準数量の変更

出来秋において、生産者による予定計画出荷基準数量の変更の申出及び当該変更申出に基づく予定計画出荷基準数量の変更を実施したが、都道府県別予定計画出荷数量の変更はなかった。

(5) 計画流通米の最終出荷数量

15年産米については、16年2月末で計画出荷基準数量の確定を行い、売渡し等の期限である16年3月末まで出荷がなされ、計画出荷米（自主流通米及び政府米）の出荷実績は、324万t（自主流通米324万t、政府米5,918t）となった。なお、政府米の買入期限については16年10月末日となっていることから、今後、数量の変動がありうる。

また、各都道府県の計画出荷米の出荷数量は表11のとおりである。

(6) 出 荷 対 策

15年産米の出荷については、作柄の不良等により出回りの遅れがみられた。このため、米流通関係者及び農林水産省からなる「米の安定供給連絡会議」を15年8月から12月にかけて4回開催したが、この会議において、米の流通関係者に対し、米の作柄、集荷・流通に関する正確な情報の交換・把握を行うとともに、売り惜しみ、便乗値上げ等の流通を混乱させる行為の防止等を要請した。

表11 平成15年産米 都道府県別制度別出荷実績

(平成16年3月末日現在)

(単位：玄米 t)

都道府県	政府米	自主流通米	合 計
全 国	5,918	3,236,553	3,242,471
北海道	1,140	261,303	262,443
青 森	0	94,486	94,486
岩 手	0	129,037	129,037
宮 城	526	150,124	150,650
秋 田	559	289,828	290,386
山 形	126	209,309	209,435
福 島	0	93,269	93,269
茨 城	196	92,368	92,565
栃 木	100	135,150	135,250
群 馬	5	15,284	15,288
埼 玉	120	26,866	26,986
千 葉	60	80,963	81,023
東 京	0	22	22
神奈川	0	2,085	2,085
新 潟	4	354,534	354,538
富 山	447	131,075	131,522
石 川	0	74,327	74,327
福 井	10	76,695	76,705
山 梨	15	3,472	3,487
長 野	50	87,974	88,024
岐 阜	0	38,408	38,408
静 岡	0	8,475	8,475
愛 知	0	36,238	36,238
三 重	3	36,957	36,960
滋 賀	1,563	79,676	81,238
京 都	0	19,088	19,088
大 阪	0	1,157	1,157
兵 庫	19	69,866	69,885
奈 良	30	9,004	9,034
和歌山	0	1,687	1,687
鳥 取	0	32,328	32,328
島 根	15	41,260	41,275
岡 山	0	57,473	57,473
広 島	50	51,663	51,713
山 口	0	47,990	47,990
徳 島	10	16,559	16,569
香 川	0	34,263	34,263
愛 媛	210	19,497	19,707
高 知	5	9,064	9,069
福 岡	414	85,487	85,901
佐 賀	0	71,439	71,439
長 崎	0	13,978	13,978
熊 本	242	71,326	71,568
大 分	0	23,606	23,606
宮 崎	0	24,437	24,437
鹿 児 島	0	25,302	25,302
沖 縄	0	2,155	2,155

注：政府米の買入期限は16年10月末日となっているため、最終的な制度別出荷実績は変動がありうる。

3 販 売

政府米の販売

15米穀年度の政府米の主食用等の販売については、平成15年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安

定に関する基本計画」で、計画流通米の販路を確保し、自主流通米、政府米双方の持越在庫が計画的に縮減されるよう15～20万tを販売することとした。

政府米については、信頼を確保し、需要者に対する年間安定的な供給を行うため、品質確認の徹底等の取組を実施しながら販売を行い、また15年8月以降は15年産米の生産量の減少や出回りの遅れが懸念された状況の中で、自主流通米の価格が高騰したことから、政府米についても販売事業者の購入意欲が高まり、結果、38万tの販売実績となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概要

自主流通米制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足した。

食糧管理法下における自主流通制度は、消費者にとっては食味の良い米を選択して購入でき、生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットを持っており、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組もあって年々増加した。平成7年11月から施行された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、自主流通米が米流通の主体として制度上位置付けられ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定された。

また、自主流通米の価格の形成に当たっては、需給実勢や品質評価を的確に反映するとともに、より一層透明性の確保された価格が形成されるよう、自主流通米の価格形成施設（その運営主体として自主流通米価格形成センターを指定）が制度上位置付けられた。

自主流通米助成については「新たな米政策大綱」に基づき、10年産米より稲作経営安定対策及び稲作経営安定資金運営円滑化対策が実施されることに伴い、自主流通米計画流通対策費、自主流通米計画販売対策費及び自主流通米備蓄・調整保管関連対策費は廃止された。

12年産米については、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱に基づき、補てん基準価格の特例措置（11年産価格は補てん金を加えて算出）、担い手・計画外コースの導入、特別支払の導入を実施。また平成12年緊急総合米対策に基づき、特別支払の要件緩和を実施することとした。

14年産米については、「米政策の見直しと当面の需給安定のための取組について」に基づき、稲作経営安定対策の基準価格について、モラルハザード等の問題を

回避した農家経営の安定に資するものに見直し、過去7ヵ年の自主流通米価格のうち最高と最低の価格を除いた5ヵ年の平均価格とすることとした。また、13年度と同様の追加の資金造成措置、資金状況の悪化している銘柄について、引き続き資金状況の改善を図ることとした。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 14年産米については、15年3月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、自主流通米の出荷数量を418万tと計画したところであるが、実績については、433万t（酒造用等19万t、もち米9万t、加工用米19万t）となった。

また、販売数量については、440万t（うち酒造用19万t、もち米14万t、加工用米19万t）となったところである。

この結果、15米穀年度末には13万tを翌年に持ち越した。

イ 15年産米については、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、自主流通米の出荷数量を442～447万tと計画したところである。

ウ 自主流通米の価格については、透明性・公平性が確保され、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された価格を形成する必要があることから、自主流通米価格形成センターにおいて入札取引が実施されている。

自主流通米の入札取引の仕組みは、10年産から値幅制限方式に代わる新たな入札システムの下で行われている。入札の主な仕組みは次のとおりである。

- (ア) 入札回数は年12回以上（毎月1回以上）、各回とも前場・後場の2度の入札機会を設定（従って入札機会は延べ24回以上）。
- (イ) 落札方式は、売り手が希望価格の申出を行うことができることとし（前年産最終3回の平均指標価格を上回ってはならない）、買い手は1銘柄について2つの値札を入れることができる。
- (ウ) 入札参加者の売り手は、第1種・第2種登録出荷取扱業者。買い手は、卸売業者と一定規模以上の小売業者。
- (エ) 上場数量は、自主流通米集荷数量が8千t以上の産地銘柄については、1/3以上。

15年産米の入札取引の価格動向については、15年産米の作柄不良や出回りの遅れ等を背景に、自主流通米の集荷が低調に推移していたことや、卸売業者が前倒しで15年産米を確保しようとしたこともあり、15年12月では、前年同期に比べて概ね5割程度高くなったが、年明け以降、卸売業者の在庫が高水準で推移したこと、

米の小売価格が消費者にとって値頃感のある価格帯から大きく乖離してしまったこと等から、入札価格の下落が続き、16年3月の価格は、前年同期に比べて概ね2割程度高い水準となった。

(3) 自主流通助成措置

15年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

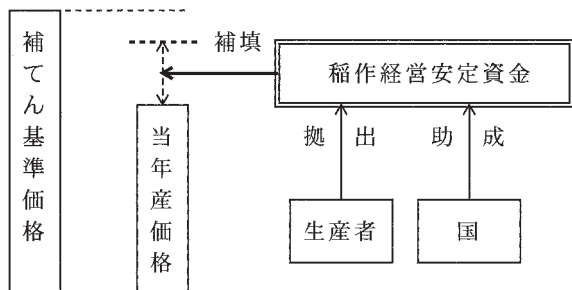
ア 稲作経営安定資金助成金

米価の下落による稲作経営への影響を緩和するため、生産者と政府により造成した資金を用いて、米価が補てん基準価格を下回った場合に、その一定割合を補てんする資金への一部助成を行うこととし、15年度において861億6,200万円の予算措置を講じた。

補てん基準価格について、14年産以降はモラルハザード等の問題を回避した農家経営の安定に資するものに見直し、過去7ヵ年の平均価格とした。

また、15年産において、13・14年産と同様の追加の資金造成措置を講ずることとし、資金状況の悪化している銘柄については、引き続き、作付転換、更に必要な場合には補てん率の調整等により、資金状況の改善を図ることとした。

○ 稲作経営安定対策の仕組み



○ 稲作経営安定対策の実施状況

当初資金	395億円
資金造成額	1,078億円
補てん金交付額	1,046億円
資金残高	426億円

イ 米流通システム改革促進対策費補助金

産地出荷団体の拠出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米等に係る計画的かつ安定的販売を促進する取組に対し、補てん金を交付することとし、16年度（15年産米対策）において、51億3千万円の予算措置を講じた。

5 加工用米

(1) 制度の導入

他用途利用米制度は、生産調整の一環として昭和59年度に導入され、加工原材料用米穀の供給の主体をなしてきたところであるが、その価格、流通のあり方について、

ア 生産者サイドにおいては、その価格水準が低いことに不満があるとともに特にミニマム・アクセス受け入れに伴いその忌避感が強くなっていること

イ 需要者サイドにおいても他用途利用米の安定的供給が確保されないという不満があること等の意見が出されることとなった。

このため、8年産米以降については他用途利用米制度を廃止し、生産者団体が関係需要者団体と協議の上、国内産としての需要が見込まれ、かつ一定水準の販売価格が期待できる酒造用等について、契約栽培的な手法により生産・供給する加工用米制度が発足した。

(2) 制度の位置づけ

ア 8・9年産米については、他用途利用米のように転作カウントとせず、加工用米の生産予定数量に相当する面積をあらかじめ生産調整対象水田面積から控除し、その流通については、自主流通米の一部として供給することとなった。

イ 10・11年産米については「緊急生産調整推進対策」において、加工用米の生産を生産調整の実績参入の対象とすることとなった。

ウ 12・13・14・15年産米についても「水田農業経営確立対策」において、引き続き生産調整の実績算入の対象とすることとなった。

エ 16年産米については、食糧法改正に伴い、生産目標数量の外数扱いとして供給することとなった。

(3) 生産予定数量

16年産については、生産者団体及び需要者団体双方の合意の下24万t（うち22万5千t、もち1万5千t）とすることで合意された。

6 米穀出荷取扱業者制度

食糧法において、米穀の出荷取扱業者は、計画流通制度下の自主流通米・政府米について、生産者からの売渡し又は売渡しの委託を受ける、自主流通法人への集積を行う、政府への売渡しの代行を行う等の業務を通じて、米穀の需給の安定を図るという重要な役割を担っている。

本出荷取扱業については、計画流通制度の下で競争原理の導入による意欲と能力のある者の参入により、

流通の活性化及び生産者の選択の幅の拡大を図るため、「登録制」（都道府県単位）を採っており、次に掲げる要件を充足する者であれば誰でも参入できることとしている。

また、生産者から計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う「第1種出荷取扱業」と、第1種登録出荷取扱業者から計画出荷米の売渡し及び売渡しの委託を受け、一定のロットへの取りまとめを行う「第2種出荷取扱業」に区分して登録を行っている。

なお、平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、計画流通制度が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制が行われなくなる。これに伴い、本業者登録制度も廃止され、16年度からは業者届出制度が導入される。

(1) 出荷取扱業の登録要件

遵法要件、資力信用要件のほか、次の要件を充たしていることが必要である。

ア 第1種出荷取扱業

- (ア) 米穀を保管する倉庫を権原に基づいて利用できる者であること。
- (イ) 出荷契約を締結している申請に係る都道府県の区域内の米穀の生産者の数が10人以上であること。
- (ウ) 売渡し又は売渡しの委託を受ける当該年産の計画出荷米の数量が20t以上であること。
- (エ) 申請に係る都道府県の区域内の第2種登録出荷取扱業者若しくは第2種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は自主流通法人若しくは自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

イ 第2種出荷取扱業

申請に係る都道府県の区域内の第1種登録出荷取扱業者又は第1種出荷取扱業の登録を受けようとする者及び自主流通法人又は自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

イ 第2種出荷取扱業

申請に係る都道府県の区域内の第1種登録出荷取扱業者又は第1種出荷取扱業の登録を受けようとする者及び自主流通法人又は自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

(2) 出荷取扱業の有効期間等

ア 有効期間

出荷取扱業の有効期間は、第1種出荷取扱業、第2種出荷取扱業とも3年とされている。

なお、平成16年4月1日時点で出荷取扱業者として登録されている者については改正食糧法による米穀の出荷又は販売の事業の届出をしたものとみなされる。

イ 登録期日

登録の期日は、当該登録の有効期間の満了前に出荷取扱業を廃止しようとする者から当該出荷取扱業を譲り受けて引き続き当該出荷取扱業を行おうとする者に係る登録を除き、6月30日（沖縄県の区域に係る登録にあつては5月31日）としている。

(3) 出荷取扱業の登録状況

出荷取扱業の登録は、平成8年6月30日を初回として実施し、以降、毎年6月30日に新規の登録申請者に係る登録を実施しており、その状況は表12のとおりである。

表12 出荷取扱業の登録状況

	第1種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)	第2種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)
8. 6.30現在	3,296	86
登録者数	(—) (—)	(—) (—)
9. 6.30現在	3,127	88
登録者数	(—) (12)	(—) (2)
10. 6.30現在	2,912	88
登録者数	(—) (9)	(—) (0)
11. 6.30現在	2,641	87
登録者数	(2,584) (38)	(84) (1)
12. 6.30現在	2,520	86
登録者数	(9) (15)	(2) (—)
13. 6.30現在	2,315	86
登録者数	(7) (19)	(—) (—)
14. 6.30現在	2,168	85
登録者数	(2,074) (19)	(83) (0)
15. 6.30現在	2,077	85
登録者数	(17) (10)	(2) (0)

注：第1種出荷取扱業の登録者数が減少しているのは、JAの合併、業の廃止等の理由による。

7 米穀販売業者制度

食糧法においては、米穀の販売業者が消費者に対しその需要に的確に対応し、米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、的確な販売活動を確保することが極めて重要であることから、米穀の流通を担う者として

の位置付けが法律上明確にされている。

また、計画流通制度の下で意欲と能力のある者の参入により、流通段階の活性化と消費者の選択の幅の拡大を図るため、計画流通米の販売業について、次に掲げる登録要件を充足し、意欲と能力のある者であれば誰でもが参入できる登録制としたところである。

(1) 販売業の登録要件

卸売業、小売業とも遵法要件、資力信用要件のほかつぎの要件を充たしていることが必要である。

ア 卸売業は、

(ア) 袋詰精米を製造するためのとう精施設を権原に基づき利用できること。

(イ) 計画流通米の年間販売見込数量が、4,000精米t（ただし、登録卸売業者が他の都道府県で登録を受けようとする場合は、400精米t）以上であると認められること。

イ 小売業は、米穀の販売のための売場その他の常設の事業所を権原に基づき利用できること。

(2) 販売業に対する流通規制の緩和

米穀の流通経路の多様化・弾力化が図られ、新規参入の促進を通じて競争原理の導入、商活動の活性化が図られるよう、平成12年度に、従来、年2回であった登録の申請機会を、申請は随時受け付け、登録は毎月行うように食糧法施行規則の改正が行われた。

(3) 販売業の登録状況

食糧法に基づく販売業の登録状況は表13のとおりとなっている。

表13 販売業の登録状況

	卸売業		小売業者 の販売所
	数量要件 4,000精米 t 以上	数量要件 400精米 t 以上	
登録申請前	275	—	93,160
8. 6.15	339	延べ 766	175,973
9. 6.30	346	延べ 926	183,770
10. 6.30	359	延べ 1,095	188,387
10.12.28	370	延べ 1,171	190,078
11. 6.30	383	延べ 1,250	154,134
11.12.28	388	延べ 1,262	157,285
12. 6.30	391	延べ 1,232	158,420
12.12.28	389	延べ 1,227	160,944
13. 6.30	391	延べ 1,149	162,104
13.12.28	391	延べ 1,141	164,338
14. 6.30	377	延べ 1,032	139,410
15. 6.30	364	延べ 1,007	145,253

注：登録申請前の業者数は、平成7年6月1日現在である。

8 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

平成15年度における米の消費拡大については、食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」で求められた健全な食生活の実現を図る上で極めて重要な課題となっていることから、「食生活指針」の普及と連携しつつ専門家の裏付けを得た「ごはん食の健康性」を最重要テーマとし、テレビ等の積極的活用により、国民運動的な展開を図ることとし次の取組を中心に事業を実施した。

ア 医師等専門家と連携した「ごはん食の健康性」の裏付けとなる研究と「お米・健康サミット」等を通じた研究成果の普及

イ 専門家の裏付けを得た「ごはん食を中心とする日本食の健康性」、「日本の食文化」等について、テレビ番組により消費者に対して情報発信

ウ ごはんに関する各界の団体等が連携し、「ごはんSAIJIKI」の普及、「お米・ごはんの日」の活用等を通じたごはん食推進のためのネットワーク的取組の実施

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における米穀消費拡大宣伝事業の実施

中央においては、医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康性の普及啓発活動及びテレビの積極的な活用等による国民運動的な普及啓発を実施することとし、全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

(ア) 医師等専門家の裏付けを得たごはん食の健康性をテーマとしたお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動

(イ) 和食を題材にしたトークバラエティ番組「隠れ家ごはん！～メニューのない料理店～」の放送を通じた普及啓発

(ウ) ごはん食関連食材の団体及び消費者団体等と連携したごはん食の啓発活動

(エ) ポスター等によるPR及び各種資材の作成、提供

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（各種媒体やお米ギャラリーを活用した情報提供事業、稲作体験学習やごはん料理教室・セミナー等の体験事業）を実施した。

また、NPO等の独自のごはん食推進の取組提案

を公募し、その活動への支援を実施した。

9 学 校 給 食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

15年5月現在における学校給食の実施状況は表14のとおりである。

表14 学校給食実施状況

区 分	学校数	児童・生徒数
	校	千人
完 全 給 食	32,003	9,850
補 食 給 食	421	54
ミ ル ク 給 食	1,606	527
計	34,030	10,430
未 実 施	2,541	755
総 計	36,571	11,185

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしている。

15年度においては、学校給食用パン製造業者等及び学校設置者が行う炊飯設備等整備の経費の一部補助、各地方自治体が取り組む地域の創意工夫による米を中心とした「地産地消」の取組に対する支援、米飯給食用食器等の購入・配付支援を行うとともに、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

この結果、米飯学校給食の実施状況は、15年5月現在では、

ア 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の99.3% (51年5月36.2%)

イ 対象児童・生徒数の比率は、99.5% (51年5月30.3%)

ウ 週平均実施回数2.9回 (51年5月0.6回)

エ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の86.5% (51年5月7.0%)

となり、着実に普及している。

10 備蓄の運営方針

過大な政府国産米在庫は、自主流通米の価格低下圧力となることや多大な財政負担を伴うことから、備蓄運営ルール（備蓄水準が適正水準を上回っている場合には、政府買入数量が政府米販売数量を下回るよう設定する）により、備蓄水準の適正化を推進している。

なお、平成13年12月の備蓄運営研究会報告に基づいて、適正な備蓄水準については、6月末で100万t程度とし、政府備蓄米の年間販売数量については過去の販売実績による現実的数量である50万t程度、財政負担を軽減する等の観点から回転備蓄方式により運営する等、備蓄運営の健全化を図ることとしている。

更に、これまでの随意契約（相対取引）による政府米の販売では、価格水準が変化する市場実態に適時に対応し難く、また、政府買入は、生産者からの売渡申込みを前提として都道府県別の数量を設定し買入を行っていたため、市場シグナルとは無関係に産地銘柄を買い入れる結果となるとともに、買入れ後、完売するまでの期間が長期化し、年産構成が偏る等、この売買方式が円滑な備蓄運営を図る上で阻害要因となっていた。

このため、今後は、入札方式を基本とした政府米の買入れ・販売を実施し、備蓄米として売れる銘柄を買入れ、市場実勢価格で販売することにより、年産構成を適正化し、安定的かつ効率的な備蓄運営を図ることとしている。

第8節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 新たな麦政策

(1) 基本的考え方

ア 麦は、米に次ぐ主要食糧穀物であり、生産性の高い水田営農や合理的な輪作体系の下での畑作営農の確立を図る上で不可欠な作物である。

イ しかしながら、生産・流通・加工の各面で多くの問題が生じていることから、「民間流通への移行を契機とし、生産者が創意工夫・努力すれば報われ、実需者もこれを希望して需（もと）める、その結果、我が国の麦作が定着し、麦自給率の向上を一步進めていく」ことを基本的考え方とする「新たな麦政策大綱」を平成10年5月29日に策定した。

ウ 「新たな麦政策」への転換のスピードは、同大綱に示された転換プログラムを踏まえ、十分実態に即

したものとするよう留意する。

(2) 「新たな麦政策大綱」の推進状況

「新たな麦政策大綱」の趣旨に即し、麦作農家及び麦関連産業の将来展望を切り拓いていくため、次のとおり各般の施策を総合的に推進している。

ア 国内産麦

(ア) 民間流通の仕組みの構築

平成10年6月に、民間流通の仕組みを構築するため、生産者、実需者、行政を構成員とする「民間流通検討会」を設置し、累次の検討を重ねた結果、同年12月9日に「民間流通検討会報告書」を取りまとめ。

同報告書の趣旨に即し、11年1月に設置された生産者団体及び実需者団体の共催による「民間流通連絡協議会」において協議が進められた結果、同年6月22日に「初年度（平成12年産麦）における民間流通の仕組み」を取りまとめ。

(イ) 麦の民間流通への移行に必要な「麦作経営安定資金」の導入

11年6月に、12年産の水準を当年産麦価（11年産政府買入価格）と「入札の基準となる価格（10年12月に決定された政府売渡価格）」の格差相当額にすること等を決定。13年産からルール通り決定。

(ロ) 民間流通への取組状況

「麦作経営安定資金」を含む民間流通の仕組みの構築により、民間流通への移行は合意の整った地域において12年産から実施。

関係者の努力により、16年産においては、42都道府県が取り組み、その比率は、99.9%（販売予定数量ベース）と国内産麦のほとんどが民間流通となっている。

・平成16年産麦について民間流通に取り組む42都道府県

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島

(ハ) 「災害収入共済方式」の導入

減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする「災害収入共済方式」を導入すること等を内容とする農業災害補償法の改正法（平成11年法律第69号）が第145回国会で可決・成立。13年産麦から適用。

(ニ) 麦類の高能力品種の育成及び能力発揮型栽培技

術体系の確立

11年度から、早生化・高品質化等を目標とした「麦新品種緊急開発プロジェクト」を推進し、これまでに22品種を育成。

16年度についても、消費者等の評価を得つつ、引き続き①穂発芽、赤かび病などの障害耐性や色相等の課題を改善した高能力品種や多様なニーズに対応したパン、中華めん等の特定用途向け品種の育成、②新品種の能力を最大限発揮させる栽培・加工技術を確立するための研究を強化して実施する予定。

(ホ) 水田農業経営確立対策

品質・生産性の向上を図りながら、水田における麦・大豆・飼料用作物等の本格的生産を推進するための助成を措置。

(ヘ) 農業生産総合対策事業

民間流通に対応した産地の育成を図るため、産地協議会の設置、振興目標を明確化するとともに栽培技術マニュアルの策定、品質管理システムの構築、大規模乾燥調製施設の整備並びに農地流動化部局との連携の下に担い手の育成・規模拡大等を計画的・集中的に推進。

(ヘ) 畑利用高度化推進事業のうち麦大豆等生産拡大推進事業（非公共）

水田の汎用化を目的とした基盤整備事業を契機として、麦・大豆等の産地形成に資する活動を行う土地改良区等に促進費を交付。

(コ) 経営体育成基盤整備事業（公共）

経営体の育成が見込まれる地域を利用して、区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤等の整備を経営体の育成を図りつつ、地域農業のニーズに応じて柔軟かつ弾力的に実施。

(コ) 水田農業振興緊急整備事業（公共）

麦・大豆等の土地利用型作物の生産振興に資する水田の汎用化等を緊急に実施するため、排水対策を充実・強化し、土づくり対策を生産基盤整備と一体的に推進。

(サ) 畑地帯総合整備事業（公共）

うち担い手支援型

良質麦生産地域における土層改良対策等により畑地帯における担い手農家の経営の安定・合理化を着実に推進。

イ 外国産麦

外国産麦については、今後とも国家貿易により政府が計画的に輸入。

その際、国内産麦との調整、その安定的な輸入の

確保、消費者の家計や実需者の経営安定という国家貿易の趣旨に踏まえ、更に効率的に運営。

ウ 麦加工産業

(ア) 経営判断指標の策定

製粉企業における今後の経営判断の指標として製造・販売コストの目標（ガイドライン）を11年3月に提示。

(イ) 製粉用小麦の売却方法の改善

過去の買受実績に基づく売却運用を廃止し、11年度から実需者の希望に基づいて売却する方法に改善。

エ 飼料用麦等

飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から売買同時契約方式（SBS）を導入。

2 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

15年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、2千tと見込み、大・はだか麦については大麦2千t、はだか麦1千t計5千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに519万4千tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により18万8千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して467万t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して11万7千t、合計478万7千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して15万6千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して3万5千t合計19万1千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、15年度の供給見込量から当年度の売却見込量を差し引き小麦は1千t、大・はだか麦は1千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は169万3千t、大・はだか麦は7万4千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

15年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦0千t、大・はだか麦1千t（大麦1千t、はだか麦0千t）となり、当初計画に比べ、小麦は2千tの減少、大麦は1千t減少、はだか麦は1千t減少、大・はだか麦計では2千t減少となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦506万1千t、大・はだか麦23万9千tとなり、当初計画に比べ、小麦は13万3千t減少し、大・はだか麦は5万1千t減少した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は489万6千t、固有用途用は11万4千tとなり、当初計画に比べ、主食用は22万6千t増加し、固有用途用は3千t減少し、合計で501万tとなった。この他に不適品が1万9千tあった。

(イ) 大・はだか麦

主食用20万9千t、固有用途用（麦茶用等）3万9千tとなり、当初計画に比べ、主食用は5万3千t増加、固有用途用は4千t増加となり、合計で24万8千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦0千t、大・はだか麦0千tとなり、当初計画に比べ、小麦は1千t減少、大・はだか麦も1千t減少となった。

外国産麦については、小麦は96万t、大・はだか麦5万1千tとなり、当初計画に比べ小麦は73万3千t減少、大・はだか麦は2万3千tの減少となった。

3 15年産麦の集荷

政府買入れのための諸措置

ア 15年産麦の政府買入れについては、10月29日に買入条件を設定した。

イ 15年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、平成14年10月21日、農林水産省告示第1655号をもって告示された。

小 麦	（銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき）
	8,552円
大 麦	（銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき）
	6,138円

はだか麦 (銘柄Ⅲ・1等正味60kgにつき)
8,545円

ウ 15年産の政府買入数量は次のとおりである。

	14年産	15年産	前年比
小麦	429 t	348 t	81.1%
大麦	895 t	876 t	97.9%
はだか麦	248 t	122 t	49.2%
合計	1,571 t	1,346 t	85.7%

4 民間流通促進対策

(1) 15年産小麦

15年産小麦については、14年4月25日に開催された「第10回民間流通連絡協議会」(生産者団体及び実需者代表等で構成)において、民間流通の仕組みが決定された。

ア 民間流通麦

(ア) 小麦

a 民間流通については、播種前に締結する通常契約(入札・相対契約(作柄変動が大きい作物特性にかんがみ契約数量に「一定の幅」設定。))を基本とし、豊作等により必要が生じた場合には出来秋に追加契約を締結するものとしている。

15年産小麦の播種前契約(通常契約)の基準となる販売予定数量73万8千t(民間流通麦73万7千t、政府麦0.7千t)、購入希望数量66万5千t及び民間取引に必要な情報の交換等については、14年7月23日に開催された「第11回民間流通連絡協議会」において協議、決定された。

この販売予定数量を基に、14年8月6日(第1回)と8月22日(第2回)に(株)全国米麦改良協会を実施主体として、15年産民間流通麦の入札が実施された。しかしながら、生産者と実需者との間で相対契約については、民間流通への移行と同時期に措置された「水田を中心とした土地利用型農業活性化大綱」(11年10月)の推進等により、転作麦を中心に生産量が増加し、品質等の問題から需給のミスマッチ(実需者の購入希望数量を生産者の販売予定数量が上回る)が生じ、具体的には、12年産以降、販売予定数量が増加したことから、播種前契約の原則(10月まで)にかなわず契約に相当程度時間を要する状況となった。

b 15年産小麦の民間流通麦の出荷数量は79万9千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る45千tについては追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15-1)

(イ) 大・はだか麦

a 15年産大・はだか麦の販売予定数量13万1千t(民間流通麦12万8千t、政府麦3千t)、購入希望数量10万7千tについては、小麦と同じく、14年7月23日に開催された「第11回民間流通連絡協議会」において協議、決定され、入札が実施されたが、小麦同様相対契約において、相当程度時間を要する状況となった。

b 15年産大・はだか麦の民間流通麦の出荷数量は10万2千tであり、産地別銘柄別に一定の幅を上回る7千tについては追加契約され、出荷数量全量が契約締結された。(表15-1)

イ 政府麦

(ア) 民間流通へ移行されなかった地域の15年産小麦については、引き続き政府買入を行うとされており、14年7月23日開催された「第11回民間流通連絡協議会」での政府麦の販売予定数量を基に、16年3月30日に開催した「政府麦に関する検討会」(生産者団体及び実需者代表等で構成)において民間流通への移行促進及び政府麦の結付き等について協議され、小麦0.1千t、小粒大麦0.2千t、大粒大麦0.6千tの合計0.9千tが政府麦契約に係る契約数量として産地別銘柄別に当初契約が締結された。

(イ) 15年産の政府麦契約に係る政府買入数量は、小麦0.3千t、小粒大麦0.1千t、大粒大麦0.8千t、はだか麦0.1千tの合計1.3千tであり、麦種ごとに当初契約を加算、圧縮及び実需者団体間で調整を行い全量が締結された。(表15-2)

表15-1 15年産小麦及び大・はだか麦(民間流通麦)の契約締結状況

(単位：千t)

麦 種	販売予定数量	出荷数量	通常契約	追加契約
小麦	738	799	754	45
小粒大麦	53	45	42	2
大粒大麦	58	43	37	5
はだか麦	19	16	15	1
4麦計基	869	902	848	54

表15-2 15年産小麦及び大・はだか麦（政府麦）の
契約締結状況

(単位：千t)

麦 種	当初契約	出来秋調整等	締結数量
小 麦	0.1	0.2	0.3
小粒大麦	0.2	▲0.1	0.1
大粒大麦	0.6	0.2	0.8
はだか麦	0	0.1	0.1
4 麦 計	0.9		1.3

(2) 16年産麦契約の基本事項

16年産麦の民間流通の仕組みについては、15年5月8日に開催された「第12回民間流通連絡協議会」において、15年産の民間流通麦の入札結果等を踏まえ、ほとんどの内容については、前年産と変更なく生産者、実需者の間で合意が図られ、決定された。

また、16年産麦の播種前契約（通常契約）の基準となる販売予定数量（民間流通麦、政府麦）、購入希望数量及び民間取引に必要な情報の交換等については、15年7月24日に開催された「第13回民間流通連絡協議会」

において次のとおり協議、決定された。

ア 販売予定数量等

(単位：千t)

	販売予定数量		購入希望数量	
	民間流通麦	政府麦	計	
小 麦	762	0	762	733
小粒大麦	51	0	51	49
大粒大麦	54	0	54	54
はだか麦	19	0	17	15
計	884	0	884	851

イ 情報交換の内容

- ・銘柄に対する評価
- ・良品質麦の生産計画書
- ・主要産地別銘柄に対する評価
- ・麦の需給状況及び国内産麦の品質状況
- ・16年産民間流通麦の入札の仕組み
- ・16年産民間流通麦の義務上場・希望上場銘柄の数量及び基準価格
- ・条件付き契約麦の対象と生産者負担金の基準額（表16）など

表16 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

I 平成16年産小麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)県間流通麦	・ 県間流通する麦	・ 北海道産 2,433円／t ・ 都府県産 消費地までの経費実費 相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については別に定めるところによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2)未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・ 1,600円／t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

〈参考〉 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿（包装形態）は、契約の基本事項として織り込まれることとなるため、契約条件に基づく包装形態の麦については、一定の包装代を実需者が負担することとし、契約条件に反する包装形態の麦については、実需者は包装代を負担しないこととする。

なお、契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙 袋（第一種紙袋）	566.7円／トン
麻 袋（第一種A麻袋）	1,083.3円／トン
樹脂袋（第一種樹脂袋）	500.0円／トン
樹脂袋（第二種樹脂袋）	533.3円／トン
樹脂袋（第三種樹脂袋）	533.3円／トン

2 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)県間流通麦	・ 県間流通する麦 但し、(4)の超過麦は除く	・ 北海道産 2,433円／t ・ 都府県産 消費地までの経費実費 相当額の一部を負担する こととし、県別負担額等 については別に定めると ころによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生 産者が負担することにより、当 該麦の流通円滑化を図る。
(2)好まれない 荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバ ラ物の引取を希望する実需者に 対して、袋物を引き渡した場合 の当該袋物の麦	・ 500円／t	・ 実需者が袋物を引取る場合、 バラ物に比較して引取経費が割 増しとなるばかりでなく、解袋 作業、空袋の処分等が必要とな ること等を考慮して、生産者が 一定の負担を行うことにより、 当該麦の流通円滑化を図る。
(3)未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉 庫当たりの規模が30t未満とな っている麦 但し、県内実需者等で小口引 取が常態化している等のため、 特にそのような取扱いを実需者 が希望しない場合を除く	・ 1,600円／t	・ 未集約のものについての掛け 増し経費増高分の一部を生産者 が負担することにより、当該麦 の流通円滑化を図る。

(4)超過麦	・当初契約数量の102.5%を越える数量の麦	・消費地までの経費実費相当額とし、負担額等については、別に定めるところによる。 但し、北海道産については消費地までの経費実費相当額として、8,200円／tを負担する。	・契約数量を上回る麦の流通円滑化を図る。
--------	------------------------	--	----------------------

「注」(1)の県間流通麦の但し書き及び(4)の超過麦の規程については適用しない。

II 平成16年産の大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)遠隔産地麦	・北海道産の麦 ・関東産の麦で域外（九州、四国）の実需者が引き取る麦 ・東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・北海道産 1,180円／t ・関東産 940円／t ・東北・北陸産 640円／t	・遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態にかんがみこの引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2)未集約麦	・実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・1,600円／t	・未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

〈参考〉 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿（包装形態）は、契約の基本事項として織り込まれることとなるため、契約条件に基づく包装形態の麦については、一定の包装代を実需者が負担することとし、契約条件に反する包装形態の麦については、実需者は包装代を負担しないこととする。

なお、契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙 袋（第一種紙袋）	680.0円／トン
麻 袋（第一種A麻袋）	1,300.0円／トン
樹脂袋（第一種樹脂袋）	600.0円／トン
樹脂袋（第二種樹脂袋）	640.0円／トン
樹脂袋（第三種樹脂袋）	640.0円／トン

2 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)遠隔産地麦	・北海道産の麦 ・関東産の麦で域外（九州、四国）の実需者が引き取る麦 ・東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・北海道産 1,180円／t ・関東産 940円／t ・東北・北陸産 640円／t	・遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態にかんがみこの引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2)好まれない荷姿の麦	・内麦引取量の全量についてバラ物の引取を希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	・500円／t	・実需者が袋物を引取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(3)未集約麦	・実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 - 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・1,600円／t	・未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

ウ なお、契約生産奨励金については、15年10月10日において、16年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。(表17)に開催された「契約生産奨励金基準額決定委員会」

表17 16年産麦契約生産奨励金基準額の交付要件及び基準額

1 品質改善奨励額

(1) 交付要件

品位ランクごとの銘柄であって農産物検査の結果1等となった民間流通麦に交付するものとする。

ただし、タクネコムギ(北海道)、ハルユタカ(北海道)、春よ恋(北海道)、イチバンボシ(香川、愛媛、大分)及びヒノデハダカ(愛媛)の民間流通麦については、2等麦を含む。

(2) 基準額

品位ランク	小 麦 (60kg)	大 麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
A	600円	500円	600円
B	450円	370円	450円
C	150円	120円	150円
D	0円	0円	0円

2 生産・流通改善奨励額

(1) 交付要件

民間流通麦に対して交付する。

(2) 基準額

300円／t

3 流通合理化奨励額

(1) 交付要件

民間流通麦のうち、バラ流通(純バラ・フレコン(ハードコンテナ含む)等)する麦

(2) 基準額

民間流通麦として流通する数量に100円／60kgを乗じた額から、生産・流通改善奨励額の交付額を除いた財源を上限として、純バラとフレコンの取扱数量に基づき交付する。

(3) 民間流通に係る入札結果

ア 16年産の民間流通麦の入札は、(社)全国米麦改良協会を実施主体として、15年8月5日に第1回、8月21日に第2回が実施された。

イ 入札結果は、各銘柄ごとの評価や需給事情等を反映して、前回価格を上回るものと下回るものに分類される状況となってきた。(表18)

表18 平成16年産の民間流通麦に係る入札結果の概要

・上場銘柄数・数量

	小 麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上 場 銘 柄 数	33(7)	12(0)	10(3)	5 (1)
上場数量(トン)	210,840	13,960	10,080	3,820
落札数量(トン)	194,710	13,480	9,150	3,360
落 札 率(%)	92.3	96.6	90.8	88.0

注： () 書きは希望上場銘柄で内数である。

・指標価格の動向

麦 種	基 準 価 格 対 比			計
	上回った銘柄数	同価格銘柄数	下回った銘柄数	
小 麦	12	1	21	34
小粒大麦	4	1	7	12
大粒大麦	5	0	5	10
はだか麦	0	0	5	5

注： 小麦の銘柄数は、北海道チホクコムギの地域区分毎にそれぞれ1銘柄としてカウントしている。

(4) 民間流通麦の相対取引の実施

ア 16年産の民間流通麦の入札結果を踏まえ、価格については、入札の指標価格を基本とし、数量は16年産の販売予定数量から入札における落札数量を差し引いた数量を相対数量として15年10月始めに売り手から買い手に提示された。

イ 相対数量の提示を受け、売り手、買い手で協議が進められたが、この時点における民間流通麦の流通等の状況は15年産麦の引き取りが実際に進められている中で、16年産麦については、12年産麦以降、転作麦を中心とした生産量の急増により、麦種、銘柄によっては、需給のミスマッチが拡大し、実需者に過剰感が生じてきていたことから、通常契約(相対契約)が難航し、一部産地銘柄について、通常契約(相対契約)の締結が、播種前契約できない状況となった。

(5) 政府 麦 契 約

民間流通へ移行されなかった地域の16年産麦については、引き続き政府買入れを行うこととされており、

15年7月23日に開催された「第11回民間流通連絡協議会」での政府麦の販売予定数量を基に、政府麦契約に係る契約数量として産地別銘柄別に当初契約が締結されることとなる。

5 販 売

(1) 政府所有玄麦(製粉用小麦)の販売実績

15年度における製粉用玄麦の販売実績は、内麦0千t(0.0%)、ソフト系外麦148万1千t(30.2%)、セミハード系外麦89万4千t(18.3%)、ハード系外麦252万1千t(51.5%)で、対前年比19万2千t(4.1%)の増加となった。

また、販売数量のうち外麦の産地国別の割合は、アメリカ産268万9千t(WW58万4千t、SH89万4千t、DNS101万7千t)で55%、カナダ産107万6千t(CW88万t、DRM19万6千t)で22%、オーストラリア産113万1千t(ASW89万7千t、PH23万5千t)で23%となっている。

(2) 政府所有玄麦(固有用途用小麦)の販売実績

固有用途用については、しょうゆ用等として11万4千t（内麦207t、外麦11万4千t）で、対前年比2千t（1.7％）の減少となった。

(3) 政府所有玄麦（大・はだか麦）の販売実績

精麦用としては、20万9千t（内麦116t、外麦20万9千t）で、対前年比2万1千t（11.2％）の増加となった。

固有用途用については、麦茶、ビール用等として3万9千t（内麦1千t、外麦3万8千t）で、対前年比2万2千t（36.0％）の減少となった。

第9節 倉庫の概況と保管運送

1 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成15年4月1日現在の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力（臨時指定倉庫を含む）は、政府倉庫（政府サイロを含む）17万1千t、農業倉庫（カントリーエレベーターを含む）632万8千t、集荷商人倉庫31万9千t、営業倉庫431万4千t、民間サイロ381万2千t、合計1,494万4千tとなり、前年同期に比べて249万1千tの減少となっている。

また、経営主体数は農業倉庫761、集荷商人倉庫609、営業倉庫（民間サイロを含む）672、合計2,042であり、前年同期に比べて539減少している。

このうち、カントリーエレベーターの収容力は、15年4月1日現在で5,537本のサイロビンが指定されており、その収容力は136万4千t（もみ）となっている。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、15年11月末現在で364万5千t（うち、国内米124万4千t）であり、前年同期に比べ40万8千t減少（うち、国内米29万6千tの減少）となっている。

最近3ヵ年の政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表19のとおりである。

（注）ラウンドの関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

表19 政府倉庫及び農林水産省指定倉庫の収容力及び在庫数量

（単位：千t）		
年 度	標準収容力	在庫数量
13	17,949	4,171
14	17,436	4,053
15	14,944	3,645

注：標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

15年4月1日現在における農林水産省指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は706万3千tであり、29万t減少している。

最近3ヵ年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表20のとおりである。

表20 低温・準低温倉庫の標準収容力
（単位：千t）

年 度	低 温	準低温
13	6,576	754
14	6,624	729
15	6,531	532

注：標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

15年度政府所有食糧等の保管料支払額は347億円であり、前年度に比べ35億円の減となっている。

表21 15会計年度保管料支払額

（単位：百万円）					
種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減	
国 内 米	8,444	4,404	12,847	△3,692	
国 内 麦	0	4	4	△3	
外 米	11,929	94	12,024	2,164	
外 麦	8,150	—	8,150	△1,304	
輸 入 飼 料	1,663	—	1,663	△670	
計	30,187	4,502	34,688	△3,505	
対前年増減	△2,991	△514	△3,505		

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成15年度における政府米の運送数量については国内産米、外国産米合わせて120万tとなり、前年度（42万5千t）に比べ77万5千tの増加となっている。

表22 15会計年度政府米運送実績

（単位：千t）			
種 類	県間運送	県内運送	計
国内産米	765	217	982
外国産米	129	89	218
合 計	893	307	1,200
（前年度）	(230)	(195)	(425)
対前年増	663	111	775

注：ラウンドの関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 運送対策

政府米の販売促進を図るため、平成15年度につい

ても次の運送対策を講じた。

- (ア) 卸売業者等からのニーズを踏まえて、運送指令（指示）を随時発出。
- (イ) 卸売業者等が希望する販売日に米穀が到着できる運送方法の選択及びコスト削減の有効な手段となる車側渡売却の活用。
- (ロ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第10節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間（昭和61年～63年）の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っており、平成11年4月に輸入数量制限措置から関税措置へ切替えた。

なお、輸入数量は、12年度以降、77万玄米tとなっている。

(2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度（IQ）から、平成7年に関税措置へ切替えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、574万tとなっている。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

平成15年の米の輸入数量（通関統計ベース）は70万6千tで、国別内訳はアメリカ32万1千t、タイ13万9千t、中国12万2千t、オーストラリア9万t、その他3万5千tとなっている。（単位はすべて実t）

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際関係

- (ア) 2003年の世界の米の生産量（精米ベース）は、オーストラリアや中国等で減産したものの、インドの生産の回復等から、前年を上回る3億9,490万tと見込まれている

（FAO資料（2004年6月）による。以下同じ）。

- (イ) 2003年の世界の米の貿易量（精米ベース）は、フィリピン等の輸入量の減少及び、インドやオー

ストラルシアの生産減等に伴う輸出量の減少により、前年を下回る2,800万tと見込まれている。

- (ロ) 2003年の世界の米の期末在庫量（精米ベース）は、生産量が消費量を下回ることから前年期末を下回る1億1,600万tと見込まれている。

イ 国際価格

米の国際価格の動向をタイ BOT（タイ国貿易取引委員会）公表の価格（うるち精米100% B）で見ると、2001年8月には170ドル/t台まで下落したが、12月からのタイ政府による市場介入買付け等によりやや上昇した。2002年6月には210ドル/t台後半まで回復したものの、秋以降インドの補助金付輸出の影響で軟調に推移した。

2003年はおおむね200ドル/t台で推移していたが、2004年に入ってから、中国等の輸出制限措置などの影響で急騰し、3月下旬には253ドル/tとなった。その後、世界全体の生産量の増加見込み等により軟調に推移し、夏以降は240ドル/t台で推移している。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

平成15年における小麦の輸入量（通関統計ベース）は、524万6千tで、このうち食糧用の輸入量は519万5千t、飼料用は5万2千tであった。

国別で見ると、アメリカ298万3千t、オーストラリア116万8千t、カナダ107万t、その他2万5千tとなっている。

イ 大麦

平成15年における大麦の輸入量（通関統計ベース）は、114万2千tで、このうち食糧用は24万1千t、飼料用は120万1千tであった。

国別で見ると、オーストラリア69万9千t、アメリカ41万3千t、カナダ10万4千t、その他22万6千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

（IGC（国際穀物理事会）2004年8月26日公表）

2003/2004年度の世界の小麦生産量は、アメリカ、カナダ、オーストラリア等で生産量が回復するものの、猛暑による干ばつに見舞われたEUをはじめ、ロシア、ウクライナ等で生産量が減少するため、世界全体では前年度を2.2%下回る5億5,380万t（前年度5億6,620万t、以下の（ ）

も同様)と見込まれる。世界の小麦生産量は2001/2002年度以降、減少傾向で推移している。

2003/2004年度の世界の小麦消費量は、飼料用需要の減少等により、前年度を1.8%下回る5億8,830万t(5億9,920万t)と見込まれる。

同年度期末の小麦在庫量は、生産量が消費量を下回ることから、前年度を大幅に下回り、21.0%減少の1億2,990万t(1億6,440万t)、期末在庫率は22.1%と見込まれる

(イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW、No.2期近物ドル/ブッシェル)でみると、2002年は、米国、カナダ、豪州等で干ばつの影響等を受けて生産量が大幅に減少し、9月には4ドル台まで上昇したが、その後11月からロシア、ウクライナ、EU等の輸出増加が圧迫要因になったこと等から軟調に推移した。

2003年には、2月にアメリカ主産地における天候改善等から軟調に推移したが、5月に冬小麦産地で乾燥天候が硬質赤色小麦に被害を及ぼすとの懸念からやや堅調に推移したものの、収穫期における良好な天候を受け、8月中旬以降はやや軟調に推移。10月中旬以降は、アメリカ等の生産等の減少懸念及び中国の買付再開等から上昇したが、2004年に入り、生育期の良好な気候、輸出需要の伸び悩み等から下降基調で推移した。

その後、アメリカ及びカナダにおける低温気候及び降雨・降雪により春小麦の生育と収穫が遅れた影響を受けて、9月に入り相場は上昇傾向にある。

イ 大麦

(ア) 国際需給

(米国農務省(USDA)2004年9月見込)

2003/2004年度の世界の大麦生産量は、EUやウクライナ等で生産量が減少するものの、アメリカ、カナダ、オーストラリア等で生産量が回復するため、前年度を5.0%上回る1億4,051万t(1億3,382万t)と見込まれている。

2003/2004年度の世界の大麦消費量は、世界全体では前年度を7.8%上回る1億4,601万t(1億3,550万t)と見込まれる。

同年度期末の大麦在庫量は、生産量が消費量を下回ることから、前年度を大幅に20.7%下回り、2,108万t(2,658万t)、期末在庫率14.4%と見込まれている。

(イ) 価格動向

大麦の価格について、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格(No.1ウェスタン、2002年のみカナダの不作により、米国の飼料用大麦の価格による)で推移をみると、2002年に入り、シカゴ穀物相場の影響を受け相場はやや上昇傾向にあり、干ばつの影響等を受けて2002年9月には152ドル/tとなったものの、その後、新興輸出国の輸出増加が圧迫要因となり、やや軟調に推移した。2002年度平均FOB価格は128.39ドル/tとなった。

2003年は、大麦の旺盛な輸出需要に支えられ、年度平均FOB価格は135.31ドル/tとなった。

2004年の8月時点での平均FOB価格は120.67ドル/tである。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成15年度においては、KR食糧援助として、アフリカを中心とする24カ国等に対し政府米約18万tを利用することとして、平成16年3月16日に閣議決定された。本件については、被援助国等との交換公文の締結を経て、順次コメの供給が進められることとなっている。

また、平成15年4月15日に閣議決定されたイラクに対する緊急援助においては、同年5月に政府米の船積が完了し、名古屋港を出港した。

第11節 米価及び麦価

1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づく審議

米穀の政府買入価格、標準売渡価格及び麦の政府買入価格、標準売渡価格を定めようとするときは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞かなければならないこととされている。

このため、同審議会の下に設置された主要食糧分科会において、米麦価に関する農林水産大臣の諮問に対する審議等が行われてきたが、平成15年7月1日の組織再編の際、食糧庁の廃止に併せて食料・農業・農村政策審議会も見直され、同審議会主要食糧分科会は廃止された。その機能を引き継ぐものとして、7月15日に、同審議会総合食料分科会の下に食糧部会が設置された。

ア 開催状況

(主要食糧分科会)

第1回6月30日 米穀の需給及び価格の安定に関する
基本指針の策定について

(総合食料分科会食糧部会)

第1回7月23日 米穀の需給及び価格の安定に関する
基本指針の策定について

第2回10月9日 麦の政府買入価格について

第3回10月20日 米穀の需給及び価格の安定に関する
基本指針の改定について
(都道府県産米の需要見通し)

第4回11月28日・米穀の需給及び価格の安定に関する
基本指針の改定について

- ・平成16年産米の生産目標数量について
- ・都道府県別生産目標数量配分の考え方について

第5回12月12日・麦の標準売渡価格について

- ・米穀の標準売渡価格について

第6回平成16年

3月23日・米穀の需給及び価格の安定に関する
基本指針の改定について
・麦政策の現状と検証

イ 食糧部会の委員等

(委員)

大木 美智子
しゅうげんじ 真一

消費科学連合会会長
東京大学大学院農学生命科学研究科教授

◎八木 宏典

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(臨時委員)

今井 延子
いわた 三代
おおいずみ かずぬき
大泉 一貫

全国女性農業経営者会議会長
日本経済新聞社生活情報部長
宮城大学大学院事業構想学研究
科教授

おくむら かずのり
奥村 一則
おぐま たけひこ
小熊 竹彦

(社)日本農業法人協会監事
日本生活協同組合連合会政策企
画部長

かくらい ひろし
加倉井 弘
こもだ たかこ

経済評論家
(株)エス・エス・ジー代表取締役
社長

たけうち よしのぶ
竹内 克伸

(株)証券保管振替機構代表取締役
社長

たちばな ひろし
立花 宏
なかむら りゅうじ
中村 隆司
ふじお みつや
藤尾 益也

(社)日本経済団体連合会常務理事
製粉協会常任理事
全国米穀販売事業協同組合副理

事長

みねしま うたこ
峰島 歌子
やまだ としお
山田 俊男

JA 全国女性組織協議会会長
全国農業協同組合中央会専務理
事

よこかわ きわむ
横川 寛
よしみず ゆみこ
吉水 由美子

(社)日本フードサービス協会会長
伊藤忠ファッションシステム(株)
マーケティングディレクター

◎部会長

(平成16年3月31日現在)

2 米 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成16年産麦の政府買入価格については、平成15年10月9日に開催された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会に、小麦については、前年産に
対し2.88%引き下げるという政府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部
会から答申が行われた。この答申を受け、16年産麦の
政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、10月
17日に農林水産省告示第1696号をもって告示された。

ア 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

平成16年産麦の政府買入価格について、近年おける
麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質
の改善に資するとの観点に立ち、生産地の生産費
を基礎として決定することにつき、食料・農業・農
村政策審議会の意見を求める。

平成15年10月9日

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問 の 説 明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の
安定に関する法律第66条第2項の規定により、生産
費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物
価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品
質の改善に資するように配慮して定めることとなっ
ております。

麦の政府買入価格については、昭和63年の答申の
趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地におけ
る生産費を基礎として決定してきております。

麦政策については、平成10年に策定した「新たな
麦政策大綱」に即し、各般の施策を総合的に推進し
ているところであります。

このような中、政府買入価格の算定については、新たな麦政策の展開方向に即したものとする必要がありますが、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立つ現行の算定方式は、新たな麦政策の狙いと合致しており、平成16年産の政府買入価格については、引き続き現行の算定方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の階層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によった場合の平均16年産麦の政府買入価格については、後ほど資料により御説明申し上げます。

イ 平成16年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 主産地方式による価格の算定

$$P = \frac{\frac{\sum \bar{C}}{N}}{\frac{\sum \bar{H}}{N}} \times 60$$

P：求める価格

$\bar{C}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10アール当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

$\bar{H}$ ：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10アール当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

b 価格の算定

$$\frac{59,394\text{円}}{429\text{kg}} \times 60\text{kg} = 8,306\text{円} / 60\text{kg}$$

（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、(ア)の小麦の政府買入価格の算出結果に準拠して算出する。

a 大麦

5,961円/50kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

b はだか麦

8,590円/60kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(ウ) 銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Ⅰの価格は、銘柄区分Ⅱの価格に60kg当たり600円（大麦の場合は50kgに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分Ⅲの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり300円（大麦の場合は50kgに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分Ⅳの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して750円）を控除して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,600円（大麦の場合は50kgに換算して1,333円）を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、ア、イ、ウ及びエにより次のとおりとする。

a 小麦（60kg当たり、円）

銘柄区分 等級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1等	8,906	8,306	8,006	7,406
2等	7,306	6,706	6,406	5,806

b 大麦（50kg当たり、円）

銘柄区分 等級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1等	6,461	5,961	5,711	5,211
2等	5,128	4,628	4,378	3,878

c はだか麦（60kg当たり、円）

銘柄区分 等級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
1等	9,190	8,590	8,290	7,690
2等	7,590	6,990	6,690	6,090

ウ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

平成16年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成16年産麦の政府買入価格については、現行算

定方式に基づき諮問されており、諮問案どおり決定されたい。

なお、農政をとりまく新たな環境を踏まえて、麦政策の基本的なあり方について早急に検討されたい。

平成15年10月9日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会長 八木 宏典

(2) 米麦の政府売渡価格

ア 麦の政府売渡価格

麦の標準売渡価格については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第68条の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

麦の標準売渡価格は、平成15年12月12日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会において、現行価格に比べ小麦0.5%、大麦0.3%、はだか麦0.2%の引下げとする政府案が諮問され、同日に食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会から答申が行われた。この答申を受け、麦の標準売渡価格は政府案どおり決定され、12月22日付け農林水産省告示第2105号をもって告示された。

(ア) 標準売渡価格の算定の説明

a 算定の基本的考え方

小麦の標準売渡価格は、家計費に基づき算出される価格（家計米価）の範囲内において、輸入麦コスト、政府買入に係る国内産麦コスト及び民間流通に係る国内産麦の生産の安定に係るコストを総合的に勘案して算定（コストプール方式）することとする。

b コストプール方式による算定

aの基本的考え方に基づき、標準売渡価格の改定率を以下により算定することとする。

- ・輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入、保管及び売渡しに要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格に輸入麦の政府買入数量を乗じて得た額を輸入麦及び国内産麦のそれぞれの政府買入数量（以下「政府麦買入数量」という。）で除したものを「輸入麦コスト」とし、

- ・国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格に国内産麦の政府買入数量を乗じて得た額を政府麦買入数量で除したものを「政府買入に係る国内産麦コスト」とし、
- ・これらのコストを加えたものを「政府麦に係るコスト」とした上で、
- ・国内で生産され、民間流通する麦の生産の安定に係る費用に民間流通に係る国内産麦の数量を乗じて得た額を政府買入数量で除したものを「民間流通に係る国内産麦コスト」とするとともに、
- ・これらを加えたコストを、今回決める輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格（以下「小麦のコスト価格」という。）とする。
- ・以上により算出される小麦のコスト価格と現行の輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格（以下「平均標準売渡価格」という。）との関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト

① FOB 価格	トン当たり	176ドル
② 為替レート	ドル当たり	110円
③ 輸入麦買入価格	トン当たり	27,258円
④ 政府管理経費	トン当たり	4,600円
⑤ 輸入麦コスト	トン当たり	31,858円

注：FOB 価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近6ヵ月間の平均価格である。

(b) 政府買入に係る国内産麦コスト

トン当たり	27円
-------	-----

(c) 政府麦に係るコスト ((a)と(b)を加えたもの)

トン当たり	31,885円
-------	---------

(d) 民間流通に係る国内産麦コスト

① 麦作経営安定資金	トン当たり	16,535円
② 流通コスト等	トン当たり	1,537円
③ 民間流通に係る国内産麦コスト	トン当たり	18,072円

(e) 小麦のコスト価格 ((c)と(d)を加えたもの) と平均標準売渡価格との関係

① 小麦のコスト価格	トン当たり	49,957円
② 平均標準売渡価格		

③ ①－②	トン当たり	48,519円
④ 改定率 (③/②)	トン当たり	1,438円
		3.0%

c 家計麦価による算定

家計費に基づく標準売渡価格の上限は、次のとおりである。

$$Pe = Pw \cdot \frac{I_1}{I_0} - C$$

Pe：家計費に基づき算出される三麦別の価格

Pw：基準期間における全国的小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

I₁：比較期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

I₀：基準期間における全国の1世帯当たりの可処分所得の平均値

C：麦の流通、加工等の費用

(a) 小麦粉又は精麦の価格

Pw：平成12年10月から平成15年9月までににおける全国的小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

小麦粉 1 kg 当たり	187.33円
精 麦 1 kg 当たり	328.69円

(b) 可処分所得

I₁：平成15年1月から9月における全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値
(季節調整値、4人世帯換算)

461,833円

I₀：平成12年10月から平成15年9月までの期間における全国の勤労者世帯1世帯当たりの可処分所得の平均値 (4人世帯換算)

475,207円

(c) 加工流通経費

C：麦の流通、加工等の費用

小 麦 (製品トン当たり)	127,320円
大 麦 (製品トン当たり)	258,030円
はだか麦 (製品トン当たり)	254,800円

(d) 標準売渡価格の許容し得る上限

小 麦

「アメリカ産ウェスタン・ホワイト
No. 2 正味100kg当たり」

4,556円 (▲0.5%)

大 麦

(銘柄区分Ⅱ・1等正味100kg当たり)

3,350円 (▲0.3%)

はだか麦

(銘柄区分Ⅱ・1等正味100kg当たり)

3,668円 (▲0.2%)

(注) カッコ書きは、現行標準売渡価格に対する許容し得る上昇率

(e) 小麦粉の対米価比の推移

年次	米の 消費者価格 (A) (円/kg)	小麦粉 消費者価格 (円/kg)	(B)/(A) (%)
昭和50年	276	129	46.7
55	398	176	44.2
60	477	211	44.2
平成5年	537	204	38.0
10	439	200	45.6
11	428	194	45.3
12	407	190	46.7
13	395	189	47.8
14	391	187	47.8
15年1～9	395	185	46.8

(i) 改定率の考え方

a 小麦の標準売渡価格については、上記(ア)のbのコストプール方式による算定結果で見ると、所要の引上げとなるものの、家計費の動向等を踏まえ、▲0.5%の引下げとする。

b また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格についても、大麦▲0.3%、はだか麦▲0.2%の引下げとする。

(ウ) 標準売渡価格

小麦 現行対比
(銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)

2,187円 (▲11円)

〔消費税額分を含む価格 2,296円〕

「正味100kg当たり 3,645円 (▲18円)」

〔消費税額分を含む価格 3,827円〕

輸入小麦 (アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホ
イート2等正味100kg当たり)

4,339円 (▲22円)

〔消費税額分を含む価格 4,556円〕

輸入小麦 (カナダ産ウェスタン・レッド・スプリ
ングホイート1等(たん白含有率13.5%)

正味100kg当たり) 4,903円 (▲25円)

〔消費税額分を含む価格 5,148円〕

大麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり)

1,595円 (▲5円)

〔消費税額分を含む価格	1,675円〕
〔正味100kg当たり	3,190円 (▲10円)〕
〔消費税額分を含む価格	3,350円〕
輸入大麦(オーストラリア産ツーロウ2等正味100kg当たり)	
	3,049円 (▲9円)
〔消費税額分を含む価格	3,201円〕
はだか麦(銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)	
	2,096円 (▲4円)
〔消費税額分を含む価格	2,201円〕
〔正味100kg当たり	3,493円 (▲7円)〕
〔消費税額分を含む価格	3,668円〕

イ 米穀の政府売渡価格

米穀の標準売渡価格は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以下「食糧法」という。)第61条第3項の規定により、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格は、平成15年12月12日の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会において、麦の標準売渡価格と同時に政府案が諮問され、諮問に基づく審議の後、同日答申が行われ、これを踏まえて政府案どおりに決定された。

(ア) 国内産米

a 政府売渡米価(標準売渡価格)の改定の考え方

国内産米の標準売渡価格については、食糧法の下で政府米が備蓄運営の機能を有することを踏まえながら米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

b 米穀をめぐる事情

(a) 最近の需給動向

最近の米穀の全体需給は、15年産米の作柄が悪いく等により、自主流通米や政府米に対する卸売業者等の購入意欲が高まっており、販売量が大幅に増加したことから、本年10月末の国内産米の在庫は、政府米が131万t、自主流通米が13万t、合計144万tとなっている。また、最近の国内産米の価格動向は、前年同期に比べて、概ね5,000～9,000円/60kg程度高い水準(約4～5割高)で推移している。

なお、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立って、需要に

即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため、14年12月に「米政策改革大綱」を策定し、15年7月には食糧法を改正したところである。このような改革の一環として、平成16年4月から計画流通制度の廃止等流通制度の改革が実施されることとなっている。

また、先般、米政策改革大綱に即し、本年の作柄等の状況を踏まえ、平成16年産米の生産目標数量の決定及びその都道府県別配分等、需給安定に向けた取組を取りまとめたところである。

(b) 家計費及び物価の動向

最近における家計費及び物価の動向については、

① 総務省が発表した10月の家計調査報告によれば、家計の消費支出は引き続き減少傾向にあるが、米支出については、これまで減少傾向にあったが、10月は前年同月比で18.2%の上昇となっている。

② 総務省が発表した10月の全国の消費者物価指数によれば、総合指数は前年同月と同水準となっており、下落傾向から横ばい状態となっている。なお、米類物価指数については、現時点と標準売渡価格の前回改定時(平成15年1月、△1.4%引下げ)との比較でみると、12.1%の上昇となっている。

(c) 政府管理コスト

備蓄米の保管期間の長期化等により、保管経費は高水準で推移している。

c 標準売渡価格の改定

以上のことを踏まえつつ、消費者の家計を安定させることを考慮して、国内産米の標準売渡価格については、次のとおり据え置く。

(a) 平成16年1月1日以降3月31日まで

(正味60kg当たり、円)

現 行	改定後	改定額(改定率)
15,925	15,925	±0(±0%)

注1：水稻うるち玄米1～5類1・2等平均包装込みの価格である。

注2：消費税額を含まない。

(b) 類別等級別価格

(正味60kg当たり、円)

等級	1 類 (+1,400)	2 類 (+550)	3 類 (0)	4 類 (▲550)	5 類 (▲1,100)
1 等 <0>	17,215	16,365	15,815	15,265	14,715
2 等 <▲600>	16,615	15,765	15,215	14,665	14,115

注1：水稲うるち玄米の価格である。

注2：（ ）内は3類に対する加算・減算額であり、
く > 内は1等に対する減算額である。

注3：消費税額を含まない。

(c) なお、政府米の標準売渡価格を基準として定める売渡予定価格については、品質、用途等の相違を参酌するとともに、政府米の販売状況等を考慮し、適切かつ弾力的に設定して販売していくこととする。

(i) ミニマム・アクセス輸入米

a 政府売渡米価（標準売渡価格）の改定の考え方

輸入米の標準売渡価格については、国内産米の価格水準との整合性を踏まえ、次のとおり据え置く。

b 標準売渡価格の改定

(a) 平成16年1月1日以降3月31日まで

(正味60kg当たり、円)

現 行	改定後	改定額（改定率）
11,738	11,738	± 0（± 0 %）

注1：外国産うるち玄米 M₃の価格である。

注2：消費税額を含まない。

(b) 銘柄区分別価格

(正味60kg当たり、円)

銘柄 区分	M ₁ (+1,400)	M ₂ (+550)	M ₃ (0)	M ₄ (▲550)	M ₅ (▲1,100)	L —
	13,138	12,288	11,738	11,188	10,638	9,861

注1：（ ）内は M₃に対する加算・減算額である。

注2：銘柄区分 L の価格は精米価格である。

注3：消費税額を含まない。

ウ 食料・農業・農村政策審議会への諮問

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国際価格、為替相場の動向、家計の動向等の経済事情等を総合的に考慮し、これを改定してはどうかと考える。また、米穀の標準売渡価格については、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを据え置くこととしてはどうかと考える。これらについて食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成15年12月12日

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問 の 説 明

(麦の標準売渡価格について)

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

麦をめぐる経済事情をみると、国内産麦については、麦作経営安定資金の平成16年産単価について引下げを行ったものの、生産数量は近年増加している状況にあります。その一方で、外国産麦を取り巻く状況を見ると、国際価格が昨年に比べて落ち着きを取り戻しつつあり、また、為替相場は円高基調で推移しております。

他方、家計費については、最近の景気動向の下で可処分所得が低迷している等の状況にあります。

以上のような事情を総合的に考慮し、麦の標準売渡価格については、これを改定してはどうかということであります。

(米穀の標準売渡価格について)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、生産調整の円滑な推進、備蓄の機動的な運営、計画流通制度の適切な運用等を通じて米穀の需給及び価格の安定を図るものとしています。

米穀の標準売渡価格につきましては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づき、適切に決定する必要があります。

具体的には、備蓄運営を的確に行えることを旨とし、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮して据え置くこととしてはどうか、また、ミニマム・アクセス輸入米は、国内産米の価格体系との整合性も踏まえ据え置くこととしてはどうかということであります。なお、実際の売却に当たっては、備蓄の適切な運営を図る観点から、標準売渡価格を基準としつつ、需給動向等に対応して弾力的に予定価格の設定を行う必要があります。

エ 食料・農業・農村政策審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦及び米穀の標準売渡価格について、下記のとおり答申

する。

記

- 1 麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。
- なお、農政をとりまく新たな環境を踏まえて、今後更に十分な検証を行い、麦政策の基本的なあり方を検討されたい。
- 2 米穀の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

平成15年12月12日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

食料・農業・農村政策審議会
総合食料分科会食糧部会会長 八木 宏典

内訳である食糧管理特別会計調整資金への繰入は、3,300億円となっている。

15年度の食糧管理特別会計予算では、前年同様に食糧法の目指す主要食糧の需給と価格の安定を図るとともに、「平成15年産米の需給安定に向けた取組について」（平成14年12月3日）の着実な実施を図るため、「とも補償」、「稲作経営安定対策」、「消費拡大対策」及び米のトレーサビリティ導入に必要な支援を行うための「米生産流通履歴情報システム導入支援事業」等の各種対策の実施に必要な予算額を計上し、これら対策の円滑な運営が図られるよう措置している。

(2) 国内米の管理

平成15年産米の生産数量に関するガイドラインは、国内産米の在庫水準の適正化を図る観点から主食用854万t、加工用24万tとした。

また、平成15年産米の生産調整目標面積は、予想反収を前提とし1,060千haとし、このうち生産調整目標面積の内数となる加工用米の作付予定面積は46千haとした。

○平成15年産米の生産数量及び作付面積に関するガイドライン並びに生産調整目標面積

生産目標数量(主食用等)	854万 t
生産予定数量(加工用)	24万 t
生産調整目標面積	1,060千ha
加工用米作付予定面積	46千ha

政府買入価格は15年産米の価格、政府売渡価格は15年1月1日以降に適用される価格により、売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内米の管理を行うこととしている。

また、補正予算を講じ、主食用として販売することが適当でないと判断される8・9年産米については、政府備蓄米に対する消費者の不安感の解消の観点から、飼料用等に処理することとしている。

ア 生産調整推進対策

全国各地の生産者の公平な拠出と政府の助成により造成した資金を用い、地域における生産調整の取組の実態に応じて補償金を交付する等の施策を通じて全国的に生産調整の円滑かつ着実な実施を図ることとしている。

イ 稲作経営安定対策

生産者と政府により造成した資金を用いて、米価が補てん基準価格を下回った場合に、その一定割合

第12節 食糧管理特別会計

1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料などの管理目的の異なる物資を取り扱っており、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定（以上3勘定を食糧管理勘定という。）、農産物等安定勘定、輸入飼料勘定、業務勘定及び調整勘定の7勘定が設けられている。

このうち調整勘定には、会計全体の資金操作を円滑にして、損失見合いの借入れの増加を避けるとともに食糧管理勘定の損益を処理するために、一般会計からの受入金等を原資とする調整資金が設けられている（食糧管理勘定に毎年発生する損益は、調整勘定に移し整理され、その結果に応じて調整資金の取崩しと繰入れが行われている）。

2 15年度予算の概要

(1) 予算規模

農林水産関係一般会計予算（補正後）の総額は、3兆2,406億円（前年度補正後予算対比93.3%、2,310億円の減）となっている。主要食糧の需給及び価格安定関連経費の総額（補正後）は、4,504億円（前年度補正後予算対比114.1%、557億円の増）となり、農林水産予算に占める比率は13.9%で、最高時（昭和46年）の42.7%に比べ大幅に減少している。また、当該経費の

を補てんすることにより、米価の下落による稲作経営への影響を緩和することとしている。

ウ 地域水田農業再編緊急対策

水田農業を営む複数の者が、共同して集落程度の広がりを持った地域で水田農業の構造改革に関する計画を作成し、担い手への生産の集約、有機農業の導入等の構造改革に資する取組を行う場合に、その取組に応じて助成する施策を通じて、構造改革を通じた水田農業の安定・発展、自給率の向上、農村社会の活性化等を図ることとしている。

エ 米流通システム改革促進対策

産地出荷団体の拠出と国の助成により造成した資金を用い、自主流通米等に係る計画的かつ安定的販売を促進するとともに、調整保管による需要動向への迅速な対応等を図る取組を支援することとしている。

なお、14年産自主流通米調整保管については、平成15年産米の生産量の減少及び出回りの遅れが懸念される状況となり、卸売業者の購入意欲が高まり、銘柄米の品薄感が強まるなど、米の供給に対する不安感が広がりを見せ始めたことから、端境期における米の円滑な供給に万全を期すため、全量が取り崩された。

オ 計画流通制度の廃止

計画流通制度については、

- ① 計画流通米のシェアが低下しているものの、安定供給に支障をきたしていないこと
- ② 計画流通米が、多様化するニーズに答えられなくなっていること
- ③ 計画流通米と計画外流通米との間にコスト差が存在し、需給調整コストのほとんどを計画外流通米が負担していること
- ④ 規制を受けない計画外流通米による不正表示などが市場を混乱させていること

等の問題点が存在することから、計画流通制度を廃止し、安定供給のための自主的な取組を支援する制度の確立、客観的な需給情報の提供、価格形成システムの整備、表示・検査制度の再編成、不測時における米の供給確保体制の構築等を内容とする制度改革を行うこととし、平成15年7月に「主要食糧の需給及びに価格の安定に関する法律」が改正された。

(平成16年4月施行予定)

カ 米飯学校給食の推進措置

米飯学校給食は、食習慣や人格形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る上で重要な役割を果たしている

ところであり、その一層の普及を図るため、炊飯施設設備等の設置経費等に対する支援などの推進措置を講じることとしている。

キ 米の需要拡大対策

食料・農業・農村基本法に基づく食料自給率の向上や「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図る上で極めて重要であることから、ごはん食を中心とした健康的な食生活の普及を図るほか、地域に密着した米の消費拡大を推進することとしている。

ク 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和、昨今の景気低迷に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進することとしている。

また、消費者の食品の安全性の確保及び品質に対する関心の高まりに対応し、米の生産・栽培方法等の履歴、流通過程の情報を小売段階から生産段階まで遡及し得るようなトレーサビリティシステムの導入に必要な条件整備を図ることとしている。

ケ 米麦の安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米麦及び外国産米麦について残留農薬分析による安全性確保対策の充実強化等を図ることとしている。

(3) 国内麦の管理

国内麦については、大麦、はだか麦及び小麦の3麦合わせて買入数量を0.5万t、売却数量を0.5万tと見込み、政府買入価格については、15年産麦の価格、政府売渡価格は14年12月19日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

また、麦作経営安定資金等助成金のほか、麦の買入のための取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内麦の管理を行うこととしている。

(4) 輸入食糧の管理

輸入食糧については、米麦の安定的かつ安全な供給に努めているところである。

政府買入数量は、米穀と麦類合わせ619万t、また売却数量は米穀と麦類合わせ535万tを予定し、米麦の政府買入価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格、米麦等の政府売渡価格は、米については15年1月1日以降に適用される価格、麦については14年12月19日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

また、保管料等輸入食糧の管理に要する所要額を計上している。

(5) 農産物等の価格の安定

農産物等については、でん粉買入2千tに係る所要額、保管料等の管理に要する経費等について所要額を計上している。

(6) 輸入飼料の管理

輸入飼料については、小麦14万t、大麦145万tの売却及びこれに必要な買入を予定し、これらに係る保管料等輸入飼料の管理に要する経費と合わせて、所要額を計上している。

(7) 損益及び一般会計からの繰入れ

ア 食糧管理勘定の損益

15年度（補正後）の食糧管理勘定の損益は、政府備蓄米の飼料処理等により当初予算より損失が増加し、3,604億円の損失が見込まれており、勘定別の内訳は、国内米の管理に伴う損失2,871億円（売買損失、助成金、管理経費の合計）国内麦の管理に伴う損失1,178億円（売買損失、助成金、管理経費の合計）、輸入食糧の管理に伴う利益445億円（売買利益、管理経費の合計）を予定している。

この損失については、補正予算による追加を含め一般会計からの調整資金繰入れ3,300億円により損失の処理を行い、この結果生じる単年度の損失303億円と前年度からの繰越損失555億円に業務勘定の国有財産再評価益119億円を加えて整理した739億円の損失は翌年度に繰り越すこととしている。

イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては、でん粉の買入、管理に伴う損失10百万円を予定しており、この損失は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、飼料用輸入麦の売買、管理に伴う損失9億円を予定しており、一般会計から同勘定への繰入れ9億円で整理することとしている。

3 15年度決算の概要

(1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米を5玄米万t買入れ及び104玄米万t売却に伴う損失から、管理に要する所要額を差し引いたところ、2,913億円の損失となった。

(2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦を0.1万t（大麦0.1万t）買入れ及び、0.1万t（大麦0.1万t）売却に伴い発生した損失、管理に要する所要額により、1,167億円の損失となった。

(3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定において、MA米を72実(81玄米)万t買入れ、50実(57玄米)万t売却、外麦を530万t（大麦24万t、小麦506万t）買入れ、528万t（大麦25万t、小麦503万t）売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、596億円の利益(外米損失・159億円、外麦利益・755億円)となった。

(4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入れ、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定において、122万t（大麦115万t、小麦7万t）買入れ、126万t（大麦119万t、小麦7万t）売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、9億円の損失となった。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

15年度における食糧管理勘定の損失額は、3,484億円（国内米損失2,913億円、国内麦損失1,167億円、輸入食糧利益596億円）となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越損失額555億円と当年度の一般会計からの受入額3,300億円からなる調整資金（計2,745億円）を取り崩し整理した。

この結果、15年度末の調整資金は無くなり、残高739億円の繰越損失が生じた。

調整資金 (単位：億円)

前年度	本年度	本年度	残高
繰越損失	受入	損失	
△555	3,300	△3,484	△739

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失9億円は、前年からの前受金1億円及び、一般会計からの受入額9億円を充てて処理し、残額1億円は前受金として整理することとした。

表23 15年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表
(単位：億円)

項 食	歳			入	
	糧	売	払	目	決算額
					5,528
	国内米				2,526
	国内麦				0
	輸入食糧				3,002
	輸入麦等納付金収入				6
	農産物等売払代				—
	輸入飼料売払代				317
	一般会計より受入				3,309

調整資金	3,300
輸入飼料損失補てん	9
検査印紙収入	6
雑収入	69
食糧証券及借入金収入	6,750
前年度剰余金受入	92
純計額	16,077
他勘定より受入	19,014
(歳入総計)	35,091

歳		出		
項	目	決算額		
食糧買入費		2,069		
国内米		127		
国内麦		1		
輸入食糧		1,941		
農産物等買入費		—		
輸入飼料買入費		279		
管理費		3,097		
国内米		1,701		
国内麦		1,163		
輸入食糧		216		
農産物等		—		
輸入飼料		17		
事務費		465		
サイロ及倉庫運営費		3		
国債整理基金特別会計へ繰入		9,611		
予備費		—		
純計額		15,524		
他勘定へ繰入		19,014		
(歳出総計)		34,538		

第13節 農産物検査制度

1 概 況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づいて行われている。

従来(平成12年度まで)の農産物検査の実施に当たっては、米麦、豆類、雑穀等20品目を対象に、国が定める全国統一的な検査規格に基づき、食糧事務所(農産物検査官)が一元的に行っていた(いわゆる国営検査)が、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量 効率化等に関する基本計画」を受け農産物検査の実施主体を、国から農林水産大臣の登録を受けた民間の登録検査機関(以下「登録検査機関」という。)に変更することを主な内容として、平成12年の

通常国会において同法を改正したところである。

この改正により、平成13年4月から5年間で農産物検査を民営化することとなり、国は、検査規格、検査方法の設定等の基本ルールの策定や登録検査機関の指導・監督等の役割を果たすこととなった。また、制度見直しの議論を踏まえ農産物検査の対象品目を20品目から10品目に縮小し、平成7年度から導入された米麦の成分検査は、品位等検査の受検の有無に関わらず単独で受検できる等、制度が変更された。

なお、同法の附則第3条により経過措置として、移行期間中の平成18年3月31日までは国も登録検査機関とみなして農産物検査を行うことができることとしている。

平成13年度からの農産物検査民営化に向け、平成12年度から各食糧事務所において、農産物検査員を育成するための研修を実施しているところであり、平成15年度末までに約1万人が当該研修を修了した。

登録検査機関の登録状況は、平成15年度末現在で、登録検査機関は国内産農産物で790機関、外国産農産物で5機関、成分検査で13機関が登録され、約6,600人の農産物検査員が登録されているところである。

これら登録済みの登録検査機関は、すでに検査業務を実施しており、平成15年度末における登録検査機関による検査実績は、国内産農産物の(米、麦、大豆)5,078千tの約8割にあたる3,993千t、外国産農産物(米、麦)の7,243千tのうち約96%に当たる6,998千tであった。

また、民営化への移行を現場の諸条件に即して円滑に進めるため、各都道府県ごとに農政事務所等が推進役となり、農業団体や流通業者等の関係者との協議の上、地域の実情を踏まえ、①各地域において検査を担う登録検査機関の明確化、②農産物検査員の人数やその育成・確保のための方策、③年次別の登録検査機関の参入スケジュール等を明記した民営化移行プログラムを作成しており、これに基づいた着実な農産物検査の民営化移行を図っていくこととしている。

2 国内産農産物の検査

(1) 検査業務の改善合理化

国内産農産物検査業務については、農産物の生産、流通の実態に対応したものとすること、改善合理化を図ることなどが重要課題となっている。

検査業務の改善合理化については、昭和55年12月に閣議決定された「ばら・抽出検査の拡大、食糧検査士制度の導入、農産物検査官の半減」の方向に沿って改

善を進め、ばら・抽出検査実施率の向上、検査場所の集約、食糧検査士の活用を図ってきた。

更に、「規制緩和推進要綱」（昭和63年12月）及び農政審報告（平成元年6月）に基づき、検査体制の簡素合理化を推進してきたところである。

平成15年度においても、検査業務の適確な実施、検査業務の効率化及び合理化並びに円滑な民営化への移行を図る観点から、食糧検査士活用事業により、一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効果的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間活力を活用して検査準備指導を行ってきたところである。

平成15年度は108人の食糧検査士を活用し、第一種登録出荷取扱業者を対象に指導を行った。

なお、本事業に係る平成15年度の予算額は202百万円である。

(2) 米 の 検 査

ア 検査対策

15年産米の検査は、平成13年4月から登録検査機関による検査に順次移行している。

これに伴い、国による検査は、受検者の検査に対する需要及び登録検査機関の登録状況を勘案し、登録検査機関が参入しない地域について実施している。

このような状況の下、生産者及び流通業者等の関係者からは、信頼性のある公正かつ円滑な検査の実施、さらには計画流通米の出荷計画に即した的確かつ円滑な検査対応が強く求められていることから、「国内産農産物検査の事前指導等要綱」（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）食糧庁長官通知）に基づくほか、以下の事項に留意しつつ実施した。

(ア) 品質改善に係る指導

高水分米及び過乾燥米等の生産者への指導は、登録出荷取扱業者等との連携の下、具体的指導を行った。

また、天候・病虫害等を原因とした品質の予察及び防除指導等については、普及センター等の関係機関との連携の下、タイミングを失しない予察と防除指導を行った。

(イ) 検査計画の策定及び積極的・弾力的な検査の実施

a 検査計画の策定

登録出荷取扱業者等から出荷・受検計画の策定について協議を受けた時は、地域別、品種別の生育状況等を踏まえた出荷・受検計画となるよう綿密な調整を行い、受検計画を早期に策定

した。

なお、受検計画は、必要に応じ土日等休日も含めて策定した。

b 広域的な応援検査

早場地帯、遅場地帯の地域課間等の応援検査を行った。

(ウ) 検査技術の維持・向上等

品位格付技術の維持・向上を図るため、「農産物検査の指導要領」（平成13年3月29日付け12食糧第1955号食糧庁計画流通部長通知）に基づき、試料の分析、品位の鑑定等について積極的に実施し、鑑定技術の向上に努めた。

また、広域流通を念頭においた地域別の各種サンプル交換、品質概況の情報交換等により鑑定・格付技術の錬磨に努めた。

(エ) 新たな包装規格

検査証明が付された原料玄米の不正使用の防止、施設での作業の合理化や低コスト化、消費者ニーズに応えるための受検の促進など、最近の米の流通実態に的確に対応するため、新たな包装規格が設定されたことを踏まえ、包装の検査に当たっては的確な検査を実施した。

(オ) 適正な量目の確保

適正な量目を確保するため、過大な入れ目を行わないよう関係者に対し指導を行った。

(カ) 整粒歩合等による仕分け

第一種登録出荷取扱業者から整粒歩合等による仕分要請があった場合には、品質改善を助長するための一環として、積極的に対応を行った。

(キ) 的確な検査証明の確保

農産物検査を行ったときは、農産物検査法に基づき検査証明書の交付、又は包装若しくは票せんに等級証印及び日付印を確実に鮮明に押印を行った。

また、検査請求者において記載する検査請求者、住所等について記載漏れがないよう十分確認を行った。

(ク) 登録検査機関に対する情報提供及び指導・助言

登録検査機関による的確かつ円滑な検査の実施を確保するため、登録検査機関に対し、検査の実施に関する情報提供及び指導・助言を積極的に行った。

イ 検査の実績

15年産米の平成16年3月末日現在の種類別検査実績は、表24のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表25のとおりである。

表24 平成15年産米 種類別検査実績（平成16年3月末日現在）

種 類		検査数量 (t)	等級比率 (%)					
			特上	特等	1 等 (合格)	2 等	3 等	規格外
玄 米	合 計	3,809,219	0.0	0.4	72.6	21.7	2.4	2.9
	水稻うるち	3,624,271	—	—	73.4	21.6	2.2	2.8
	水稻もち	109,839	—	—	60.3	30.3	5.1	4.2
	醸造用	74,432	0.8	22.4	53.5	16.9	4.8	1.6
	陸稲うるち	—	—	—	—	—	—	—
	陸稲もち	677	—	—	14.7	64.0	19.8	1.6
も み	合 計	48,315	—	—	99.6	—	—	0.4
	普通	15,077	—	—	98.7	—	—	1.3
	種子	33,238	—	—	100.0	—	—	—
精 米 合 計		2.1	—	—	8.5	91.5	—	—

注1：もみの等級比率は、合格の比率である。

2：ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表25 平成15年産水稻うるち玄米地域別検査実績（平成16年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	319,216	63.7	9.4	4.5	22.5
東北	1,129,226	79.4	16.4	2.7	1.5
関東	594,978	90.6	8.3	0.8	0.3
北陸	634,054	77.1	21.4	1.1	0.4
東海	120,860	59.4	37.9	2.4	0.3
近畿	165,899	71.6	25.1	3.0	0.3
中国四国	323,054	53.3	43.1	2.2	1.3
九州	334,273	50.2	46.0	2.5	1.4
沖縄	2,711	18.7	43.3	34.9	3.1
合 計	3,624,271	73.4	21.6	2.2	2.8

注：ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

水稻うるち玄米の検査数量は362万4千tで、14年産に比べて77万3千t（14年産同期439万7千t）減少した。

ウ 品質概況

15年産水稻うるち玄米の1等比率は73.4%（14年産同期70.2%。以下同じ。）となった。2等以下の主な格付け理由は充実度不足と整粒不足によるものである。14年産同期より1等比率が高いのは、低温・日照不足で小粒傾向であったものの、充実が比較的良かったこと及び高温障害による乳白粒などの発生

が少なかったことが要因と考えられる。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

- (ア) 北海道の1等比率は63.7%（75.4%）となった。
2等以下の主な格付理由は整粒不足及び充実度不足によるものである。
- (イ) 東北の1等比率は79.4%（83.7%）となった。
2等以下の主な格付理由は充実度不足及び着色粒の混入過多によるものである。
- (ウ) 関東の1等比率は90.6%（64.4%）となった。
2等以下の主な格付理由は胴割粒の混入過多及び

着色粒の混入過多によるものである。

- (エ) 北陸の1等比率は77.1% (67.1%) となった。
2等以下の主な格付理由は整粒不足及び心白・腹白によるものである。
- (オ) 東海の1等比率は59.4% (44.0%) となった。
2等以下の主な格付理由は充実度不足及び心白・腹白によるものである。
- (カ) 近畿の1等比率は71.6% (58.4%) となった。
2等以下の主な格付理由は整粒不足及び心白・腹白によるものである。
- (キ) 中国四国の1等比率は53.3% (60.6%) となった。
2等以下の主な格付理由は充実度不足及び心白・腹白によるものである。
- (ク) 九州の1等比率は50.2% (58.0%) となった。
2等以下の主な格付理由は充実度不足及び心白・腹白によるものである。
- (ケ) 沖縄の1等比率は18.7% (19.4%) となった。
2等以下の主な格付理由は充実度不足及び整粒不足によるものである。

エ 産地品種銘柄の概況

15年産水稻うるち玄米の品種別検査実績は、表26のとおりである。

水稻うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、510産地品種 (14年産、516産地品種) である。

産地品種銘柄の検査数量は、357万9千tで、14年産に比べて77万9千t (14年産同期435万8千t) 減少した。

また、水稻うるち玄米の総検査数量に占める産地品種銘柄の割合は、14年産より0.5%減少し、98.6% (14年産同期99.1%) となった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、産地品種銘柄のうち130万4千t (14年産同期154万3千t) で36%を占めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

以下、ヒノヒカリ、きらら397、はえぬき、キヌヒカリの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の81% (14年産同期82%) となった。

表26 平成15年産水稻うるち玄米品種別検査数量 (平成16年3月末日現在)

順位	品 種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,304,827	36
2	あきたこまち	407,608	11
3	ひとめぼれ	370,764	10
4	ヒノヒカリ	244,336	7
5	きらら397	193,838	5
6	はえぬき	171,718	4
7	キヌヒカリ	75,262	2
8	ほしのゆめ	75,207	2
9	つがるロマン	56,559	2
10	ハナエチゼン	46,209	1
上位10品種の合計		2,946,357	81
水稻うるち玄米総合計		3,624,271	

注：ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

(3) 麦 の 検 査

ア 検査対策

15年産麦の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、国内産農産物検査の事前指導等要綱 (平成6年3月28日付け6食糧第352号 (検査) 食糧庁長官通知) を基本とし、良品質麦の確保のための指導として、

① 適切な早期乾燥処理と調製の指導

② 被害麦の除去及び選別程度の指導

③ 品質劣化麦の仕分け等の指導

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

また、厚生労働省において、小麦に含有するデオキシニバレノールの暫定的な基準値 (1.1ppm) が設

定されたことに伴い、赤かび病の混入限度を厳格化するため、混入限度を0.0%を超えて混入してはならないと規格を改正し、15年産麦の検査から適用した。

イ 検査実績

15年産麦の検査実績は、表27のとおりである。
検査数量の合計は、111万1千tで、14年産に比べ1万3千t（14年産は112万4千t）減少した。

表27 平成15年産麦類検査成績（平成16年3月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等 級 比 率 (%)			
		1 等	2 等	等 外 上	規 格 外
普通小麦	903,990	59.6	29.5	—	10.9
普通小粒大麦	52,325	55.5	30.9	—	13.5
普通大粒大麦	64,115	60.4	9.3	—	30.4
普通はだか麦	18,136	33.5	56.4	—	10.1
ビール大麦	62,258	0.0	86.5	13.5	—
種子用麦	10,375	100.0	(合格)	—	—
合 計	1,111,198				

注：ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

ウ 品質概況

品質については、普通小麦及び普通小粒大麦では収穫期の降雨の影響を受けた地域において、形質が劣ったり発芽粒の混入があったため14年産より劣るものの、その他の麦類は概ね14年産並になった。

(ア) 普通小麦

1等比率は59.6%（14年産67.5%。以下同じ）となった。2等以下の主な格付け理由は形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は55.5%（42.6%）となった。2等以下の主な格付け理由は形質と整粒不足によるものである。

(ロ) 普通大粒大麦

1等比率は60.4%（62.2%）となった。2等以下の主な格付け理由は形質と整粒不足によるものである。

(ハ) 普通はだか麦

1等比率は33.5%（27.7%）となった。2等以下の主な格付け理由は形質と整粒不足によるものである。

(ニ) ビール大麦

上位等級比率（1等＋2等）は86.5%（86.7%）となった。等外上の主な格付け理由は形質と整粒不足によるものである。

(4) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）に定められた米麦以外の農産物の15年産検査結果は

次のとおりである。

〔品目〕	〔検査実施地域〕	〔検査数量 t〕
大 豆	（北海道ほか2府40県）	155,467
一 般 小 豆	（北海道ほか2県）	12,475
普通いんげん	（北海道）	2,493
普通 そ ば	（北海道ほか17県）	3,233
かんしょでん粉	（3県）	67,712

イ 品質概況

(ア) 普通大豆の1等比率は20.6%となった。

(イ) 一般小豆の1等比率は0.0%となった。

(ロ) 普通いんげんの1等は全く全て2等となった。

(ハ) 普通そばの1等比率は0.1%となった。

(ニ) かんしょでん粉は全て1等であった。

3 外国産農産物の検査

15年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量					(単位：t、%)
産 地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
ア メ リ カ	3,733	288,881	45,004	337,618	(46.3)
中 国	1,388	94,071	9,728	105,187	(14.4)
タ イ	0	92,387	51,141	143,528	(19.7)
オーストラリア	1,198	66,969	11,639	78,737	(10.8)
ベトナム	—	64,415	—	64,415	(8.8)
イタリヤ	—	17	—	17	(0.0)
パキスタン	—	220	—	220	(0.0)
イ ン ド	—	74	—	74	(0.0)
計	5,249	607,035	117,513	729,797	(100.0)
形態別比率	(0.7)	(83.2)	(16.1)	(100.0)	

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
中国、アメリカ	水 分	28	28	3,575
中 国	異物計	1	1	31
ベ ト ナ ム	大砕粒	4	4	13,915
中 国	未熟粒	2	2	37

(2) 小 麦

ア 検査数量 (単位：千t、%)				
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	2,860	20	2,880	(56.1)
カ ナ ダ	1,003	3	1,006	(19.6)
オーストラリア	1,198	17	1,214	(23.7)
そ の 他	—	29	29	(0.6)
計	5,061	69	5,130	(100.0)
用途別比率	(98.7)	(1.3)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
ア メ リ カ	きょう雑物	20	20	98,363
S B S	異 物	4	4	2,640

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量 (単位：千t、%)				
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	216	545	761	(55.0)
ア メ リ カ	4	357	362	(26.2)
カ ナ ダ	20	114	134	(9.7)
そ の 他	—	127	127	(9.1)
計	240	1,143	1,384	(100.0)
用途別比率	(17.4)	(82.6)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず規格外（否）となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
ア メ リ カ	きょう雑物	1	1	4,087
ア メ リ カ	砕 粒	1	1	4,114
S B S	きょう雑物	3	3	2,308

4 成 分 検 査

成分検査（任意検査）は、理化学分析により米の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行な

うものであり、平成8年4月から米及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米については、たんばく質及びアミロース、小麦については、たんばく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。

なお、国は、民営化移行期間中において民間検査機関が参入していない地域で補完的に検査を実施している。

平成15年度の成分検査の実施件数は、米については36件、小麦については2,555件となった。

第14節 米麦加工食品

1 米 加 工 食 品

(1) 米菓（あられ・せんべい）

ア 企業構造

平成14年12月末日現在における企業数は、720企業（735工場）であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社（12工場）が占めている生産シェアは47%（14年）となっている。

イ 生産状況

15年の米菓の生産数量は21万tで前年同である。

ウ 輸出入

15年の米菓輸出数量は、3.7千tで前年比14.4%減、金額では、24億円で前年比13.2%減となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は7.5千tで前年比11.6%増、金額では、28億円で前年比0.5%減となっており、主要輸入先はタイ、中国、台湾等である。

(2) 加 工 米 飯

ア 企業構造

平成15年3月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で142企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

イ 生産状況

14年における加工米飯の生産量は24万8千tで、前年比4.2%減となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万2千t（前年比4.4%減）、無菌包装米飯6万6千t（同13.9%増）、冷凍米飯14万6千t（同9.4%減）、チルド米飯7千t（同31.7%減）、缶詰米飯2千t（同2.5%減）、乾燥米飯5千t（同7.0%増）となっている。

2 麦加工食品

(1) みそ・しょうゆ

ア 企業構造

みそ製造業の企業数(平成14年12月現在)は、1,175企業(1,178工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

しょうゆ製造業の企業数(平成14年12月現在)は、1,560企業(1,568工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(7工場)にすぎないが、生産シェアで約50%(15年)を占めている。

イ 生産状況

みその平成15年生産数量は、51万tで前年より1万4千tの減(前年比2.7%減)であった。

しょうゆの平成15年生産量は、98万1千klで前年より1万8千klの減(同1.8%減)であった。

ウ 輸出状況

みその平成15年輸出総量は6千t(前年比4.2%増)、金額は13億3千万円(同2.1%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、台湾等であった。

しょうゆの平成15年輸出量は1万3千kl(前年比3.6%増)、金額は27億円(同2.4%増)となっており、主要輸出先は中国、アメリカ、香港であった。

(2) 小麦粉

ア 企業構造

平成15年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は114企業(137工場)であり、これらを合計した日産設備能力は、2万9千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち38%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が70.2%を占めている。

イ 生産状況

14年度における小麦粉の生産数量は、491万tで前年と同程度であった。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の40.0%、めん用粉の33.3%、菓子用粉の12.1%となっており、この3用途で生産数量全体の85.4%を占めている。

(3) 精麦

ア 企業構造

平成15年3月末現在における精麦業の企業数は、62企業(62工場)で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

14年度における精麦の生産数量は17万5千t(前年比6.8%増)となっている。種類別生産比率は、普

通精麦96.3%(押麦8.7%、切断圧べん0.4%、切断無圧べん2.3%、精白麦84.6%、その他0.4%)、ビタミン強化精麦3.7%となっている。

(4) 麦茶

ア 企業構造

15年3月現在における麦茶製造業の企業数は、83企業(84工場)であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

14年度における麦茶の生産数量は5万1千tで、前年比0.2%減となっている。

(5) めん類

(生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類)

ア 企業構造

平成14年4月現在におけるめん類製造業の工場数は生めん類3,591、乾めん類1,806、即席めん類124、マカロニ・スパゲッティ類11で兼業を差し引いて合計4,847工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数極めて少なく、おおむね中小企業である。

イ 生産状況

15年におけるめん類の生産量は、142万7千t(小麦粉換算)で前年より約3千t減(前年比0.2%減)となっている。

種類別にみると、生めん類67万5千t(前年比1.4%減)、乾めん類23万t(同1.7%減)、即席めん類36万5千t(同2.4%増)、マカロニ・スパゲッティ類15万4千t(同0.4%増)である。

ウ 輸出入

15年におけるめん類の輸出量は、1万6千t(輸出金額48億円)で前年比5.3%減(同1.5%減)となっている。これを種類別にみると乾めん類6.6千t(同17億円)、即席めん類8.7千t(同30億円)、マカロニ・スパゲッティ類0.2千t(同0.6億円)である。

一方輸入量は11.5万t(輸入金額140億円)で前年比6.5%減(同12.9%増)である。

これを種類別にみると、乾めん類2.2千t(前年比16.2%減)、即席めん類4.5千t(同31.2%増)、マカロニ・スパゲッティ類107.8千t(同6.3%増)である。

(6) パン類

ア 企業構造

平成14年4月末現在におけるパン製造業の工場数は4,602工場となっている。

イ 生産状況

15年におけるパン類の生産数量は124万7千t(小

麦粉換算)で前年比0.1%増となっている。

これを種類別にみると、食パン62万5千t(前年比0.9%増)、菓子パン36万6千t(同1.4%減)、その他パン21万9千t(同0.9%減)、学給パン3万8千t(同2.0%減)である。

(7) ビスケット類

ア 企業構造

平成14年4月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の工場数は110工場となっている。

イ 生産状況

15年におけるビスケット類の生産数量は22万製品tで前年比4.2%増となっている。

ウ 輸出入

15年におけるビスケット(スイート)類の輸出数量は1千t、金額では8億7千万円で前年比各々10.3%増、13.1%増となっている。主要輸出先はアメリカ、香港、台湾等である。

一方、輸入数量は2万1千t、金額では71億7千万円で前年比は各々40.0%増、18.2%増となっている。主要輸入先はアメリカ、ブラジル、シンガポール、デンマーク、中国等である。